

NEWS LETTER

No.

18

2008
JUNE

リウマチ

Newsletter of Japan College of Rheumatology




有限責任中間法人

日本リウマチ学会



LOXONIN



※効能・効果、用法・用量および禁忌を含む使用上の注意等
については添付文書をご参照ください。



製造販売元(資料請求先)

第一三共株式会社

東京都中央区日本橋本町3-5-1

鎮痛・抗炎症・解熱剤

薬価基準収載

ロキソニン[®]
錠/細粒

創薬・指定医薬品 ロキソプロフェンナトリウム水和物製剤

0704 (0711)



非ステロイド性消炎・鎮痛剤

薬価基準収載

モービック[®]錠5mg・10mg

MOBIC[®] TABLETS 5mg・10mg (メロキシカム製剤)

創薬/指定医薬品

※効能・効果、用法・用量、禁忌および使用上の注意等
については添付文書等をご参照ください。



販売元(資料請求先)

第一三共株式会社

東京都中央区日本橋本町3-5-1



**Boehringer
Ingelheim**

製造販売元

日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

東京都品川区大崎2丁目1番1号



0704 (0711)



山本 一彦

東京大学医学部アレルギーリウマチ内科

日本リウマチ学会の視点

今年の札幌での日本リウマチ学会の盛況ぶりを見ても、わが国のリウマチ膠原病学がますます活気にあふれてきていることが分かる。欧米では、最も興奮に満ちた臨床分野の一つであると言われているが、我が国もそれに呼応しつつあることが伺える。これはリウマチ膠原病に罹患されている患者さんやそれに携わる医療従事者にとって本当に望ましいことである。効果のはっきりした、しかし、適応や副作用に細心の注意が必要な新しい治療薬が続けて認可されている。そして、それらを如何に適切に使っていくかが、今後のリウマチ膠原病診療の大きな柱になることは間違いない。臨床症状一つ、検査データ一つとっても、まだ分からないことが沢山あり、それらに対する経験と情報を積み重ねて、我々の臨床力を向上させなければならない。

このような動きとともに、学会の活動は当然ながらどうしても臨床重視になりがちである。しかし、同時に考えなければいけないことは、現在の治療法は未だに理想的なものではないということである。リウマチ膠原病の中で原因が明らかになったものは一つもない。したがって、原因論に立脚した治療法はない。TNF阻害薬一つを考えても、非常に効果がある症例もあるが、ほとんど反応しない場合もあり、種々の副作用を考慮する必要がある。生体にとって生理的に必要な分子を抑制することの本当のアウトカムを、我々は未だに十分把握仕切れていない。

生命科学の進展は著しく、今後臨床医がどの位これらを取り入れて研究が出来るかは分からない。「原因究明や新薬開発は基礎の研究者にまかせて、我々は新薬のユーザーとしての立場を固める」という考えもあながち的はずれとは思えない。そして、リウマチ学の研究は臨床医だけでなく、多くの基礎研究者の参入が必要であることは間違いない。ただこの点で、基礎の研究者にとっては、日本リウマチ学会より、日本免疫学会の方が、参加しやすい学会のように見受けられるのである。しかし、日本免疫学会は、本来、免疫学を通しての疾病の理解には興味と責任はあるが、疾病そのものに立脚した視点を持っている訳ではない。免疫学的アプローチの成果が芳しくなければ、リウマチ膠原病という分野に拘泥せず、他の分野に向かうであろう。

一方、リウマチ学はそうでなく、リウマチ膠原病という疾病に立脚した学問である。臨床だけでなく、生命科学、社会科学を包含して、広くリウマチ膠原病の征圧を目指す学問である。そうであるならば、日本リウマチ学会は、疾病という視点に立った学問を、基礎の研究者に積極的に参入してもらおう方策も考えつつ、発展させるような方向の舵取りが必要なのではないだろうか。

第52回日本リウマチ学会総会・学術集会 第17回国際リウマチシンポジウム開催

2008年4月20日(日)から23日(水)までの4日間、メイン会場のロイトン札幌のほか、北海道厚生年金会館、札幌市教育文化会館を会場として第52回日本リウマチ学会総会・学術集会/第17回国際リウマチシンポジウム(JCR2008)が1999年以来9年振りに北海道で開催された。

今回の学術集会は、初日にアニュアルコースレクチャーと市民公開講座が行われ、翌日から3日間にわたって、15のシンポジウム、38のワークショップ、5セッションのポスター展示、23のランチョンセミナー、4つのイブニングセミナーが企画。

国際シンポジウムは3セッション生まれ、その他海外からJCR International Scholarshipを受賞した若手研究者達のScholarship Sessionも2セッション企画されるなど、それぞれの研究成果に基づくupdateな内容の口演が行われ、各会場では参加者たちによる活発な討論が行われた。

大会は連日20℃をこえる暖かさで天候にも恵まれ、多くの参加者を集め4日間の全日程を終え閉会。「リウマチ治療新時代の到来」と言われる中での意義深い大会となった。

2008年度定時社員総会報告

2008年4月21日(月)9時30分より北海道厚生年金会館大ホールにおいて、日本リウマチ学会定時社員総会を開催した。

社員(会員)総数……………8,966名
(定款第24条に基づく定足数……………1,794名)
出席社員の数(委任状出席を含む)……………1,948名
(実出席者:713名)

上記の出席があったので、本社員総会は適法に成立した。

定款第16条に基づき小池隆夫理事長が議長となり、開会を宣言し議事に入った。

第1号議案 2007年度事業報告書承認の件

理事長が事業報告を行い、異議なく承認された。

第2号議案 2007年度決算報告書承認の件

猪熊会計担当理事より、当期(自平成19年3月1日至平成20年2月29日)の決算につき決算書類に基づいて説明し承認を求めたところ、異議なく承認された。

ついで勝呂徹監事より、決算書類につき綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適当であることを認めた旨を報告した。

第3号議案 2008年度予算案承認の件

猪熊会計担当理事より予算案を提案し承認を求めたところ、異議なく承認された。

第4号議案 規則等の制定・一部改正

1) 利益相反委員会規則の制定

宮坂信之理事より本委員会規則の制定(案)について説明が行わ

れ承認を求めたところ、異議なく承認された。

2) 役員選任内規の一部改正の件

山本一彦理事より本内規一部改正(案)についての説明が行われ承認を求めたところ、異議なく承認された。

第5号議案 新評議員の選出報告の件

新評議員28名が選出され承認された。

第6号議案 名誉会員・功労会員の選任報告の件

名誉会員1名、功労会員16名が選出され承認された。

第7号議案 第55回学会長の承認の件

東邦大学医学部整形外科・勝呂徹教授が選出され承認された。

予定の議決事項および承認事項の議事を全て終了した後、日本リウマチ学会・学会賞、奨励賞及びインターナショナルスカラーシップが小池隆夫理事長より各受賞者へ授与された。

以上をもって本社員(会員)総会行事の全てを終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午前10時10分に散会した。

以上の議決を明確にするため、本議事録を作成し出席理事全員が次に記名押印する。

2008年4月21日

有限責任中間法人日本リウマチ学会 社員総会

議長・理事長 小池隆夫ほか出席理事全員記名押印した。

第52回日本リウマチ学会総会・学術集会を振り返って

新緑の候、学会員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

過日札幌で開催いたしました第52回日本リウマチ学会総会・学術集会および第17回国際シンポジウムは、幸い天候にも恵まれて、全国各地や海外より実に多くの人々にお集まりいただき、盛況のうちに閉会することができました。ご参会いただきました皆様や、数々のご協力をいただきました方々に、この場を借りまして心から感謝を申し上げます。

本学術集会が開かれました2008年は、会の直前に、関節リウマチに対する二つの新たな生物学的製剤の追加効能の承認や製造販売の承認が厚生労働省から下りたりと、リウマチをとり

まく環境が、さらに大きく転換したエポックな年としても長く記憶することと思います。まさに「リウマチ学が面白い時代に入ってきた」ことを、本当に肌で実感することが出来ました。

会期中のみならず、会期前から、運営準備上の不手際などでリウマチ学会員の皆様方には多々ご迷惑をおかけいたしました。どうかご容赦ください。改めまして、本学術集会ならびに国際シンポジウムの開催に際しましてお寄せいただきました数々のご厚情に、心からの感謝の気持ちをお伝えいたしますとともに、会員の皆様におかれましてはこれまでより以上に、日本のリウマチ学の発展のためにご尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

第52回学術集会会長 小池隆夫

日本リウマチ学会規則等の制定・一部改正について

有限責任中間法人日本リウマチ学会2008年度定時社員（会員）総会におきまして「利益相反委員会規則の制定」および「役員選任内規の一部改正」が承認されました。詳細につきましては本号掲載の「学会定款および諸規定」をご覧ください。

新名誉会員・功勞会員・評議員

2008年度(中)日本リウマチ学会定時社員(会員)総会において次の名誉会員、功勞会員、評議員が選出、承認された。

新名誉会員 山本 純己（一番町リウマチクリニック）

新功勞会員 猪飼 通夫（小林記念病院）

岩田 久（名古屋共立病院）

上好 昭孝（河崎学園・大阪河崎リハビリテーション大学）

斎藤 輝信（西多賀病院リウマチ疾患研究センター）

菅井 進（金沢医科大学）

園崎 秀吉（都立駒込病院）

高杉 潔（道後温泉病院リウマチセンター）

武内 章二（医療法人社団登豊会近石病院）

田島 直也（財団法人弘義会野崎東病院）

林 徹（新座志木中央病院）

藤川 敏（東京女子医科大学附属膠原病リウマチ痛風センター）

藤田 久夫（兵庫県立総合リハビリテーションセンター）

三浦 孝雄（弘前記念病院）

宮脇 昌二（財団法人倉敷成人病センター）

諸井 泰興（市立伊東市民病院）

藤 治言（藤内科・リウマチ科医院）

評議員	片岡 浩 (北海道大学病院)	堀田 哲也 (北海道大学病院)
	東 孝典 (霞ヶ関南病院)	天野 浩文 (順天堂大学医学部)
	石川 章 (北里大学医学部)	植木 嘉衛 (三思会東邦病院)
	河西 利昭 (江東病院)	小暮 敏明 (群馬大学医学部)
	柴田 朋彦 (聖マリアンナ医科大学)	鈴木 毅 (三井記念病院)
	副島 誠 (東京女子医科大学附属膠原病リウマチ痛風センター)	
	東名 正幸 (越谷市立病院)	増子 佳世 (聖マリアンナ医科大学)
	益田 郁子 (東京女子医科大学附属膠原病リウマチ痛風センター)	
	松本 雄 (横浜労災病院)	
	八子 徹 (東京女子医科大学附属膠原病リウマチ痛風センター)	
	山路 健 (順天堂大学医学部)	西田 佳弘 (名古屋大学医学部附属病院)
	阿部 修治 (甲南病院加古川病院)	大谷 和裕 (近畿大学医学部)
	中山田真吾 (三菱神戸病院)	福田 互 (京都第一赤十字病院)
	土橋 浩章 (香川大学医学部)	平田信太郎 (広島大学病院)
	井上 靖 (宮崎県立宮崎病院)	甲斐 泰文 (宮崎大学附属病院)
	長友 安弘 (宮崎大学附属病院)	丸岡 浩誌 (久留米大学)

日本リウマチ学会学会賞および奨励賞

2008年度日本リウマチ学会学会賞および奨励賞が各授賞者に授与された。学会賞は、真に榮譽ある賞として位置づけ、リウマチ学の発展に多大な貢献をされた者に授与されることとし、本年度より賞金を300万円にアップした。また奨励賞は独創性に富み、研究内容に継続性、発展性が期待できるものに授与され、賞金10万円が贈られる。

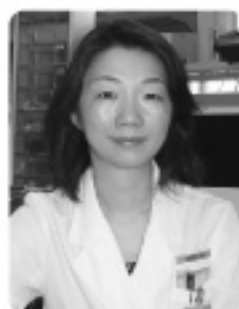


学会賞

田中良哉

産業医科大学医学部第一内科学講座 教授

主な業績の題目: Efficacy of rituximab (anti-CD20) for refractory systemic lupus erythematosus involving the central nervous system.



奨励賞

浅沼ゆう

埼玉医科大学リウマチ膠原病科 講師

業績の題目: Serum osteoprotegerin is increased and independently associated with coronary-artery atherosclerosis in patients with rheumatoid arthritis.

第53回日本リウマチ学会総会・学術集会 第18回国際リウマチシンポジウムのご案内

第53回日本リウマチ学会総会・学術集会／第18回国際リウマチシンポジウム

心をひとつに ～治療への確信～

会期: 2009年(平成21年)4月23日(木)～26日(日)

会場: グランドプリンスホテル新高輪

〒108-8612 東京都港区高輪3-13-1

TEL: 03-3442-1111 FAX: 03-3444-1234

会長: 井上和彦 (東京女子医科大学東医療センター整形外科・リウマチ科 教授)

学会事務局: 東京女子医科大学東医療センター整形外科・リウマチ科

〒116-8567 東京都荒川区西尾久2-1-10

TEL: 03-3810-2900 FAX: 03-3810-9934



Santen



Together

抗リウマチ剤

商品名承認

抗リウマチ剤

商品名承認

抗リウマチ剤

商品名承認

添付文書参照。処方せん医薬品（添付文書等の処方せんにより使用する。）

アザルフィジン[®]EN錠500mg

添付文書参照。処方せん医薬品（添付文書等の処方せんにより使用する。）

アザルフィジン[®]EN錠250mg

Azulfidine[®]EN tablets 500mg

Azulfidine[®]EN tablets 250mg

サラゾスルファピリジン塩酸錠

■【効能・効果】、【用法・用量】、【禁忌】を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照下さい。

株式会社
S 参天製薬株式会社
〒530-0855 大阪府大阪市淀川区
旭町2-1-10 KANAME KANAME

株式会社
ファイザー 株式会社
〒400-0292 静岡県静岡市葵区
東山1-1-1

日本薬協方 プシラミン錠

添付文書参照。処方せん医薬品（添付文書等の処方せんにより使用する。）

リマチル[®]錠100mg

添付文書参照。処方せん医薬品（添付文書等の処方せんにより使用する。）

リマチル[®]錠50mg

Rimatil[®] tablets 100mg

Rimatil[®] tablets 50mg

■【効能・効果】、【用法・用量】、【禁忌】、【副作用】を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照下さい。

株式会社
S 参天製薬株式会社
〒530-0855 大阪府大阪市淀川区
旭町2-1-10 KANAME KANAME

添付文書参照。処方せん医薬品（添付文書等の処方せんにより使用する。）

メトレート[®]錠2mg

Metolate[®] tablets 2mg

メトレキサート錠

■【効能・効果】、【用法・用量】、【副作用】、【禁忌】、【注意】を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照下さい。

株式会社
S 参天製薬株式会社
〒530-0855 大阪府大阪市淀川区
旭町2-1-10 KANAME KANAME

開業医からの視点

近藤 正一
近藤リウマチ・整形外科クリニック

リウマチ専門クリニックの必要性

関節リウマチの治療は長期化するため治療の中心は外来再来診療と考えます。今まではリウマチ専門病院に数多くの再来患者さんが通院していましたが、今や大病院は再来患者の抑制、急性期の入院治療中心への転換を計っています。従って病院で専門性の高いリウマチ治療を受けていた患者さんの受け皿としてリウマチ専門クリニックの必要性が大いに増しています。

私自身もリウマチ専門クリニックとして開業して10年で約1500名のリウマチ患者さんを診療しています。

しかし、リウマチ専門クリニックとしてやっていくためには常にリウマチ専門性を維持しなければなりません。そのためには生物学的製剤を含めた新規リウマチ治療への取り組みも必要となります。これまで当クリニックでは新規リウマチ治療として、アラバ96名、プログラフ96名、レミケード49名、エンブレル103名を導入しました。

これらの新規リウマチ治療をクリニックで行なうにはリウマチ治療に精通した看護師の育成と病診連携が必須となりま

す。特に頭を悩ますのはリウマチ専門看護師の育成です。現在4名の看護師が働いていますが、看護師の専門性を高めるためには人的要員の余裕が必要です。看護師が生物学的製剤の投与やリウマチの補装具の説明などに専任できる状況にしなければなりませんし、リウマチ看護研究への取り組みのためにも必要です。また、看護師に新薬治験のCRC研修を受けてもらい、抗リウマチ薬の治験業務に参加してもらうこともリウマチ専門教育につながります。

病診連携については、リウマチが全身性疾患であることや新規治療に伴う呼吸器内科などの専門的検査や治療が必要なことからクリニックのリウマチ診療では病診連携が必須となります。この病診連携は日頃から地域のリウマチ研究会への参加やリウマチ専門病院への患者紹介などでつくっています。リウマチ患者さんにとってより良い治療を考える時、リウマチ

専門クリニックはなくてはならないものとなってきています。クリニックでは1人のリウマチ医による一貫した治療が継続でき、周到なリウマチ病状管理や患者さんとの信頼関係の構築も容易です。

私はリウマチ専門クリニックの医師はリウマチ患者さんへのやさしさを忘れず、新しいリウマチ治療に対する勉強を怠らなければ、リウマチ患者さんにとって最も良い主治医になれると信じています。



◀当クリニックのスタッフ
(看護師4名、医療事務3名、秘書1名)

開業医からの視点佐川 昭
佐川昭リウマチクリニック**リウマチの新しい動きとクリニックの役割**

長年民間病院のリウマチ膠原病センターに勤務していましたが、還暦を機に退職し、現在のクリニックを開いて早や2年6か月になりました。開業のきっかけは還暦を迎え、医師として第二の人生をどのように過ごそうかと考えたことが始まりで、大きな施設を辞めてしまいましたが、医師として自らが納得できる医療を目指し、日々生きていることを感じながら過ごしたいということが望みでした。そのためには患者さんにとって心の安らぐそして頼りになる施設作りを基本としました。そこで患者さんにとって心地よい環境で間違いのない診療を保障するためにも、よいスタッフを揃えることが重要でした。さらに学会や研究会に参加しクリニックとして臨床研究を継続して行くためにも、優秀なスタッフを揃えておくことが重要な条件でした。特に看護師、臨床検査技師はそれぞれの立場から自発的、独自の仕事をしながら、私の臨床研究とのドッキングを行ってきています。

看護師は生物学的製剤の使用上の工夫や導入時の医療費相談、検査技師は関節エコーでの分析など、これからも新しい生物学的製剤が次々と出てくる環境の中で、ますます臨床研究の必要性が高まっています。

医師の立場からのみでなくスタッフも巻き込んだ正に実地の医療機関として欠くことのできない医療的な問題（経済的、福祉的、生活的）も含んだ新しい取り組みが必要になってくるのは必定です。

ところで患者さんは何を求めてクリニックを受診してくるのでしょうか？患者さんはもちろん正しい診断や有効な治療法を求めて受診されますが、クリニックレベルでまず第一に守るべきは患者さんの安全です。もちろんそれを第一に診療していますが、クリニックだけで患者さんを診て行くには当然のことながら限界があります。患

者さんの安全のためには、必ず相談先、連携先を作っておかねばならない、あらゆるところとの結びつきを大事にしなければならぬと考えております。私の場合は、近くにリウマチ膠原病内科に二人の後輩が勤務している総合病院があり常に連携を取っています。

画像検査、精密検査、検査入院、増悪入院などを数多く依頼し、彼らと毎月当クリニックで当該患者についての詳細なカンファレンスを行っています。生物学的製剤使用の増加によるアレルギー、ショック対策、免疫抑制療法に伴う感染症の増加など、これまでのリウマチ治療とは異なった世界が広まってきているのも事実です。

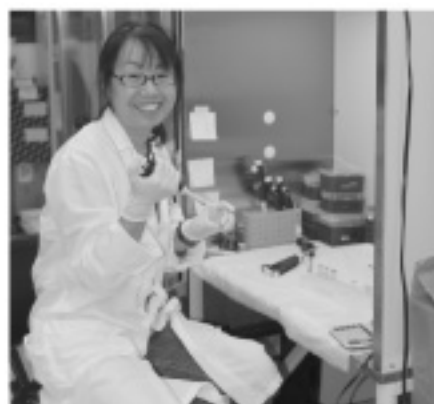
これらの有力な手段を使いながら安全で、分かりやすい、納得の行く医療をスタッフとともに毎日試行錯誤で実践し続けているところです。



会員名	勤務先	所属部署
松原 司 森田 昭雄 安部 安孝 吉野 安平 吉原 茂祐	松原メイフラワー病院 神戸大学医学部附属病院 ゆたに整形外科クリニック 鶴ヶ丘東診療所 財団法人甲南病院加古川病院	免疫内科 整形外科 内科
奈良県 宗園 暁 高倉 義典 中田 康仁 八田 和夫 福田 聡 藤本 隆	近畿大学医学部奈良病院 奈良県立医科大学 奈良県立医科大学付属病院 財団法人天理よるづ和漢南病院 奈良県立奈良病院 奈良県立医科大学	整形外科・リウマチ科 整形外科 整形外科 総合診療教育部 総合医療学
和歌山県 上野 昭孝 前島 悦子 山内 康平	和歌山大学・大阪河崎リハビリテーション大学 大阪体育大学 公立和歌山病院	生体スポーツ学 リウマチ科
鳥取県 徳田 寿彦 森島 良太 萩野 浩 山内 孝夫 山本 吉彦	徳田整形外科医院 鳥取大学医学部 鳥取大学医学部附属病院 鳥取県中務医師会立三朝温泉病院 博愛病院	整形外科 リウマチ科 整形外科
鳥取県 上尾 豊二 近藤 正実 村松 康幸 村松 隆五郎 村川 洋子	玉造厚生年金病院 鳥取大学医学部 鳥取大学附属病院 鳥取県立看護短期大学 鳥取大学医学部附属病院	整形外科 膠原病内科 呼吸器内科 膠原病内科
岡山県 相田 哲史 北井 正明 江藤 和彦 太田 裕介 岡本 孝 小野 謙之 茂山 幸雄 西田 研光 西田圭一郎 西山 進 博行 博行 徳野 博史 三河 健弘 宮脇 昌二 吉原 吉孝 吉永 泰彦	岡山大学医学部・歯学部附属病院 岡山市立市民病院 倉敷徳富病院 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 小野医院 岡山市立市民病院 倉敷徳富病院 岡山大学大学院医学系総合研究科 財団法人倉敷成人病センター 医療法人社団徳和会立岡第一病院 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 川崎医科大学 財団法人倉敷成人病センター 川崎医科大学附属病院 財団法人倉敷成人病センター	リウマチ・膠原病科 整形外科 内科 整形外科 リウマチ科 整形外科 リウマチ科 整形外科 リウマチ・西産科学 リウマチ・膠原病センター 腎・皮膚・内分泌代謝内科学 整形外科 リウマチ膠原病科 腎臓リウマチ内科 リウマチ膠原病センター
広島県 藤田 広生 藤田 球哉 西野 孝次 西谷 晴次 橋本 雅之 橋本 祥大 橋本 桂子 水間 隆也 山名 征三 山口 裕司	公立学校共済組合中国中央病院 広島赤十字・原爆病院 聖徳会 福山病院 西谷内科 安田女子大学 広島総合病院 広島大学原爆放射線医科学研究所 広島県立障害者リハビリテーションセンター 東広島総合病院リウマチ・膠原病センター 広島市立広島市民病院	リウマチ・膠原病内科 リウマチ科
山口県 河合 神也 田中 浩 中村 尚士 藤森 三郎 藤本 孝友	山陽小野田市民病院 山口大学大学院医学系研究科 山口大学医学部附属病院 防府整形外科・リウマチクリニック 山口大学大学院医学系研究科	整形外科 整形外科学教室 内科学第二講座 整形外科学教室
徳島県 木下 勇 四宮 文男 曾根 三郎 谷 進治	計の洲病院 美津病院吉野川リウマチセンター 徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部 徳島大学大学院	整形外科 リウマチ科 分子制御内科学 地域医療学分野
香川県 井上 一 窪尾 高之 滝原 信 倉田 典之 田村 知雄 朝田 道明 土橋 裕幸 平松 孝道 光中 弘毅 横山 高樹	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 宇多津南クリニック 医療法人財団博仁会ナシ大林病院 宇多津クリニック 栗林病院 さぬき市民病院 香川大学医学部附属病院 西国医療専門学校 さぬき市民病院 香川県立中央病院 香川労災病院	内科 内科 内科 整形外科 リウマチ科 (内科) 第一内科 整形外科 リウマチ科 内科 整形外科
愛媛県 安達 水二朗 上田 優一 大西 誠 奥田 恭幸 近藤 孝敏 佐田 栄司 栗田 大岳 高杉 三平 高野 真人 長谷川 均 の場 謙一郎 山内 真人	医療法人千寿会道後温泉病院 道後温泉病院リウマチセンター 道後温泉病院 道後温泉病院リウマチセンター 道後温泉病院 愛媛県立医療技術大学 市立宇和島病院 道後温泉病院リウマチセンター 松山赤十字病院リウマチセンター 愛媛大学 愛媛大学医学部附属病院 道後温泉病院リウマチセンター 松山記念病院	リウマチ科 内科 内科 整形外科 臨床検査学 整形外科 第二病棟 第一内科 リウマチ科 精神科

会員名	勤務先	所属部署
山田 一人 山本 剛己 横田 英介 渡部 昌平	松山赤十字病院 一番町リウマチクリニック 松山赤十字病院 愛媛大学	内科 整形外科
高知県 市川 徳和 大川 文隆 公文 義雄 吉井 一郎	医療法人永高会永井病院 独立行政法人国立病院機構 高知病院 高知大学医学部附属病院 医療法人元湧会 吉井病院	整形外科 内科 第二内科 整形外科・リウマチ科
福岡県 江崎 幸雄 大田 俊行 大塚 義典 藤岡 秀俊 草場 公宏 黒田 康二 近藤 正一 斎藤 和徳 斎藤 好吉 新井 敏秀 百瀬 英祐 生野 浩一 白石 栄一 木村 裕一 高岸 直人 高岸 誠司 武田 具俊 塚本 俊彦 高橋 篤彦 中塚 敬輔 長瀬 隆二 堀田 孝昭 堀田 孝彦 馬場 太郎 吉原 寿明 宮村 知也 山岡 邦宏 山中 隆徳 吉澤 誠司 吉澤 誠司	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 産業医科大学 宗像医師会病院 福岡大学医学部 船員保険福岡健康増進センター (医) 康整会品田整形外科医院 近藤リウマチ・整形外科クリニック 産業医科大学 多田クリニック 済生会八幡総合病院 生野リウマチ整形外科クリニック 三豊化学病院 独立行政法人国立病院機構九州医療センター 港口外科整形外科病院 南川整形外科病院 医療法人白草堂春日病院 産業医科大学 九州大学大学院 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 福岡大学医学部 社会保険西の方中央病院 吉塚林病院 久留米大学医療センター 九州大学病院 九州大学病院 独立行政法人国立病院機構九州医療センター 独立行政法人国立病院機構九州医療センター 産業医科大学 水田整形外科病院 独立行政法人国立病院機構福岡病院 宗像医師会病院	整形外科 臨床検査・輸血部 内科 第一内科 整形外科 整形外科 整形外科 膠原病内科 整形外科 第一内科 神経修復内科学 腎臓・膠原病内科 内科 免疫・膠原病・感染症科 整形外科 リウマチ科 内科 第一内科学講座 整形外科 リウマチ科 内科 成人・老年看護学講座 リウマチ科 内科学講座 膠原病・リウマチ部門
佐賀県 大田 明英 河野 次郎 多田 芳史 長瀬 浩平	佐賀大学医学部 独立行政法人国立病院機構野区医療センター 佐賀大学医学部附属病院 佐賀大学医学部内科学講座	成人・老年看護学講座 リウマチ科 内科学講座 膠原病・リウマチ部門
長崎県 井田 弘幸 植木 幸孝 江口 勝英 掛川 智徳 川上 純 田中 厚 中島 宗徳 松本 智子 松本 哲	長崎大学医学部・歯学部附属病院 医療法人財団白十字会佐世中央病院 長崎大学医学部・歯学部附属病院 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 長崎会ながさき看護学院 長崎赤十字社長崎東洋病院 あじさいクリニック 独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	第一内科 リウマチ・膠原病科 リウマチ・膠原病内科 免疫学専攻 リウマチ膠原病内科 リウマチ科 内科 整形外科
熊本県 石川 一郎 木村 千博 堀尾 健雄 武内 晴明 東野 達夫 中村 正 水田 博志	石川整形外科 熊本徳富病院 帝京大学 医療法人社団岡山会九州記念病院 熊本整形外科病院 熊本リウマチセンター・熊本整形外科病院 熊本大学大学院医学系学術研究部	福岡医療技術学部 リウマチ膠原病内科 運動資格看護学分野
大分県 藤田 元貴 堀川 斗志 神宮 政史 立川 裕史 神村 弘 西村 純二 藤川 隆徳 安田 正一 安田 正之	藤田リウマチ科内科クリニック 九州大学病院研究推進医療センター免疫血液内科学 風水記念病院 大分赤十字病院 大分大学医学部附属病院 九州大学病院研究推進医療センター 大分大学医学部附属病院 藤田病院 臼杵市医師会立コスモス病院	リウマチ膠原病内科 内科 リウマチ科 整形外科 免疫・生活習慣病内科 整形外科 内科
宮崎県 上田 章 岡山 昭彦 松所 一郎 田島 直也 結佐 悦男 日高 利彦	宮崎県立宮崎病院 宮崎大学 独立行政法人国立病院機構 都城病院 財団法人弘徳会聖南東病院 宮崎大学医学部附属病院 善仁会市民の森病院	内科 内科学講座 整形外科 整形外科 整形外科 膠原病・リウマチセンター
鹿児島県 井沢 幸成 野原 伸治 武井 修治 神之下 昌 松本 格司 松田 剛正 松本 俊二	鹿児島大学病院 鹿児島赤十字病院 鹿児島大学 今給黎総合病院 鹿児島大学病院 鹿児島赤十字病院 今給黎総合病院	整形外科 整形外科 小児科 小児科 血液膠原病内科 リウマチ膠原病センター
沖縄県 阿部 重人	厚生労働省那覇検疫所	

海外留学体験記



和田 庸子 新潟大学大学院医学総合研究科
内部環境医学講座腎臓病内科学分野

National Institute of Environmental Health Sciences (NIEHS) 留学体験記

2005年5月より2007年12月までの約2年半、アメリカ合衆国ノースカロライナ州にある、国立環境衛生研究所(NIEHS)に留学する機会を得ました。

NIEHSはアメリカ合衆国国立衛生研究所(NIH)にある27の研究施設のうちの一つで、これら多くの施設はメリーランド州ベセスダのNIHメインキャンパスにあります。NIEHSは国立環境保護庁(EPA)と併設され、ノースカロライナ州都であるラーレイにほど近い、Research Triangle Parkエリアにあります。アメリカ合衆国内には約150ものResearch Triangle Parkがあるそうですが、ノースカロライナでは、州都ラーレイにあるノースカロライナ州立大学、隣町ダーラムにある私立の名門デューク大学、さらにその隣町チャペルヒルにある全米で最も古い国立の名門、そしてNBAのマイケル・ジョーダンの出身校としても有名なノースカロライナ大学の3つを頂点とした三角形のエリアを中心に1954年に作られ、IBMを筆頭とした世界中の有名な企業の研究所が立ち並び、周囲の大学や公立研究所との交流も盛んな、全米一大きく、そして最も成功したResearch Triangle Parkとして知られています。ちなみにこのエリアの住民のPhD保有率は全米一と言われ、世界中から集まる実に様々なバックグラウンドを持つ研究者たちの様々なアクセントの飛び交う、大変エキサイティングな場所でもあります。

私の所属した研究室はB細胞にまつわる仕事をメインとした、まだtenure trackを獲得したばかりの若手女性ボス、3人のポストドク、2人のテクニシャンと、総勢6名のまだ立ち上がったばかりの小さなラボでした。ラボメンバーはヒスパニック系アメリカ人ボス、アジア系、それからヨーロッパ系と完全にインターナショナルで、それぞれ「アクセントのるつぼ」

という言葉がふさわしい環境でした。皆異国からやってきた者同士でもあり、日本人で英語もおぼつかない私にも気さくに接してくれ、楽しい職場でした。

私の滞米期間は、イラク軍事派遣の長期化やハリケーンカトリーナの襲来による大惨事といった特殊事情によって、NIHのR01グラントを始めとする研究予算の大幅な削減が進み、アメリカ全体の研究業界にとっては厳しい状況が続いた時期でした。事実周囲の大学では、研究縮小、ポストクの首切り、それだけでは済まずにラボ全体の移転、もしくは閉鎖、といったような話もいくつも聞きました。そういう意味で、国立研究施設であるNIHで安定したポジションを得ることは、研究者たちの憧れであるようでした。しかし実際に念願かなってひとたびNIHでラボを持っても、例えばNIEHSにおいて、最近10人のtenure track investigatorのうち実際にtenureを獲得したのはわずか1人とのこと、現実には大変狭き門となっていました。そうした環境で貴重な研究生活の機会を得ることができたのは、大変よい経験になりました。この経験をこれから日本で、リウマチ膠原病患者様の医療に少しでも還元できることを願って、今後とも努力を続けていきたいと願っております。



JCR2008全国中央教育研修会

日本リウマチ学会では専門医の資格維持のために、日進月歩の知識を修得することを目的として、全国規模の教育研修会を年3回開催しています。本年度は、4月の第52回学術集会・札幌大会で開催されたアニュアルコースレクチャーに続き東京と大阪において、下記要領で開催致します。

会の名称：JCR2008全国中央教育研修会
主催：有観責任中間法人 日本リウマチ学会 (JCR)
執行機関：JCR生涯教育委員会 (豊島良太 委員長)
参加人数：300人 (予定)
参加料：5,000円
単 位：7単位

＜東京大会＞

◇開催日：2008年8月24日(日)
◇会場：都市センターホテル コスモスホール
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1
TEL：03-3265-8211 FAX：03-3262-1705
http://www.toshicenter.co.jp/

◇プログラム (予定)

- 1) 8:30-9:30
「リウマチ性疾患の基本的診察法」
座長：豊島良太 (鳥取大学医学部整形外科 教授)
演者：松本美富士 (藤田保健衛生大学七栗サナトリウム 教授)
- 2) 9:30-10:30
「関節リウマチに対する薬物療法 -薬剤選択と副作用-」
座長：豊島良太 (鳥取大学医学部整形外科 教授)
演者：宮坂信之 (東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科 膠原病・リウマチ内科学 教授)
- 3) 10:30-10:40 一休 題一
10:40-11:40
「関節リウマチに対する手術療法 -適応とタイミング-」
座長：中村耕三 (東京大学医学部整形外科 教授)
演者：織田弘美 (埼玉医科大学整形外科 教授)
- 4) 11:40-12:40
「皮膚病変から診る膠原病」

座長：岡田保典 (慶應義塾大学医学部病理学 教授)
演者：宮川幸子 (奈良県立医科大学 名誉教授)

- 5) 12:40-13:30 一昼 食一
13:30-14:30
「リウマチ性疾患の眼病変について」
座長：住田孝之 (筑波大学大学院人間総合科学研究科先端応用医学専攻臨床免疫学 教授)
- 6) 演者：白井正彦 (東京医科大学 名誉教授)
14:30-15:30
「血清反応陰性脊椎関節症(強直性脊椎炎)の診断と治療」
座長：宗園 憲 (近畿大学医学部奈良病院整形外科リウマチ科 教授)
- 7) 演者：小林茂人 (順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院膠原病内科 准教授)
15:30-16:30
「シェーグレン症候群とその合併症の診断と治療」
座長：廣畑俊成 (北里大学医学部膠原病・感染内科学 教授)
演者：住田孝之 (筑波大学大学院人間総合科学研究科先端応用医学専攻臨床免疫学 教授)

参加申込み：下記申込書または学会Webサイトより申込書をダウンロードの上、必要事項を記入し、E-mail添付、FAXまたは郵送でJCR事務局宛に送付。
学会ホームページ上からも申込み可能。

※関連学会単位：日本整形外科学会研修単位
1演題1単位で4単位まで取得可

＜大阪大会＞

◇開催日：2008年12月7日(日)
◇会場：千里ライフサイエンスセンター
〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2
TEL：06-6873-2010 FAX：06-6873-2011
http://www.senrilc.co.jp/

JCR2008全国中央教育研修会東京大会 参加申込書

2008年8月24日(日) 都市センターホテルで開催されるJCR全国中央研修会東京大会に参加申込みます。

お名前：-----

所属：-----

専門領域：-----

連絡先住所：-----

電話番号：-----

FAX番号：-----

E-mail：-----

お問い合わせ：-----

＜必要事項を記入の上、学会事務局までE-mail、FAXまたは郵送でお送り下さい＞

申込み・お問合せ先

有観責任中間法人日本リウマチ学会 (JCR) 本部事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-24 第一オカモトヤビル9階
TEL：03-5251-5353 FAX：03-5251-5354
E-mail：gakkaaim@ryumachi-jp.com

- *参加申込みは、先着300名で締め切ります。
- *参加の受付は、受講料 (5,000円) の支払いを以って確定します。
- *参加申込み確定者には参加登録番号が記載された申込受付証を事前にご送付致しますので、当日必ずご持参ください。
- *参加受講料は申込書ご提出後、お早めに下記へお振込み下さい。

なお、学会ホームページからクレジットカードでもお支払いいただけます。
(振込先) 三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店 普通口座 2754140
口座名 (中) 日本リウマチ学会 <チュウ> ニホンリウマチガクカイ>

- *申込受講料の返金は致しかねますのでご了承下さい。
- *研修単位 (7単位) の認定証明は、当日会場で行いますので専門医手帳をお持ちの方はご持参下さい。
- *日本整形外科学会教育研修単位の取得を希望する方は、受付で1題につき1,000円をお支払いの上、日整会教育研修講演受講証明書をお受け取り下さい。1演題1単位、最大4単位まで取得可能です。
- *参加定員に余裕のある場合は当日参加も受け付けます。

2008年度JCR支部学術集会

第20回中部支部学術集会

開催日 2008年9月6日(土)
 会場 アクトシティ浜松 〒430-7790 静岡県浜松市中区板屋町111-1
 TEL: 053-451-1111
 会長 浜松医科大学整形外科 教授 長野昭
 主なプログラム
 ◇特別講演 「関節リウマチにおける骨関節破壊メカニズム」
 東京大学整形外科 准教授 田中 栄
 ◇教育講演 「関節リウマチと鑑別の困難な疾患」
 浜松医科大学免疫内科 講師 小川法良
 ◇ランチョンセミナー 「関節リウマチに対する生物製剤の現状と将来展望」
 慶應義塾大学血液・感染・リウマチ内科 准教授 桑名正隆
 「人工関節置換術の現状そして未来」
 京都大学整形外科 産学官連携 准教授 秋山治彦
 ◇シンポジウム 「RAの肺合併症 - 診断と治療 -」
 ホームページ <http://www.his-brain.co.jp/cra20/>
 連絡先 〒431-3192 静岡県浜松市半田山1-20-1
 浜松医科大学整形外科
 TEL: 053-435-2299 FAX: 053-435-2296
 E-mail: cra20@hama-med.ac.jp

第18回近畿支部学術集会

開催日 2008年9月6日(土)
 会場 毎日新聞社オーバルホール 〒530-8251 大阪市北区梅田3-4-5
 TEL: 06-6346-8357(当日のみ)
 会長 京都府立医科大学大学院医学研究科運動器機能再生外科学
 教授 久保俊一
 主なプログラム
 ◇特別講演 「TNF阻害薬使用下の手術療法」
 東京女子医科大学東医療センター整形外科 教授 井上和彦
 「関節リウマチ手・肘の手術治療」
 信州大学整形外科 教授 加藤博之
 ◇教育研修ミニレクチャー 「臨床研究のスタンダードデザイン」
 大阪市立大学 福島若菜
 ◇シンポジウム 「ステロイドに関連する諸問題」
 「リウマチ性疾患に対する多角的アプローチ」
 連絡先 京都府立医科大学大学院医学研究科 運動器機能再生外科学
 〒602-8566 京都市上京区河原町広小路上の橋井町465
 TEL: 075-251-5549 FAX: 075-251-5841

第36回九州・沖縄支部学術集会

開催日 2008年9月6日(土)、7日(日)
 会場 佐賀市文化会館 〒849-0923 佐賀市日の出1-21-10
 TEL: 0952-32-3000
 会長 佐賀大学医学部膠原病・リウマチ内科 教授 長澤浩平
 ホームページ <http://www.k-ryumachi36.jp/>
 連絡先 〒849-8501 佐賀県鍋島5丁目1番1号
 佐賀大学医学部膠原病・リウマチ内科
 TEL: 0952-34-2372

第19回中国・四国支部学術集会

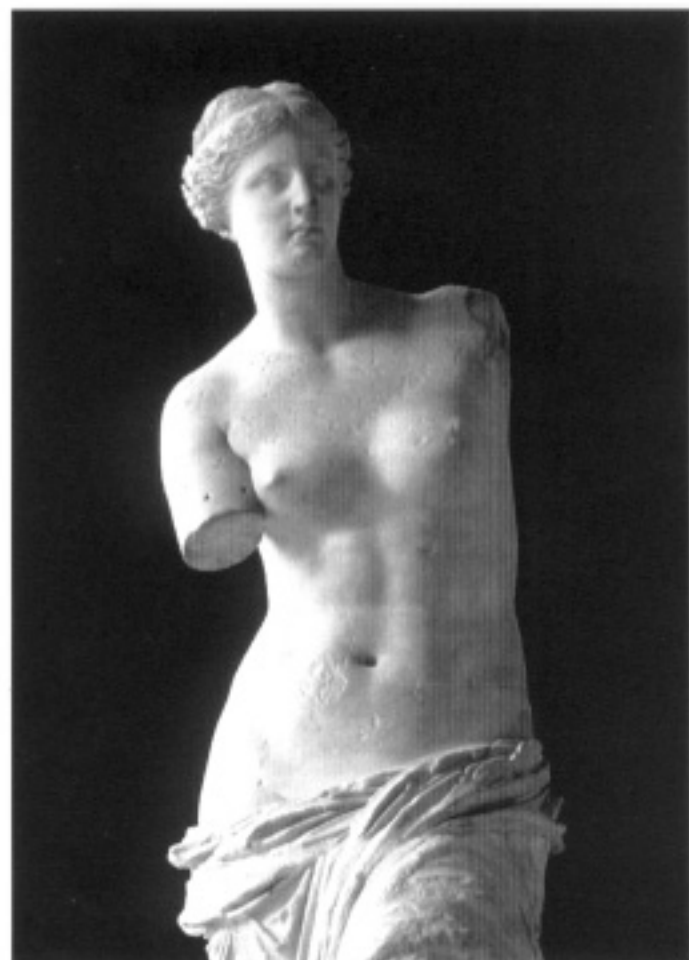
開催日 2008年10月25日(土)
 会場 鯉城会館 〒730-0051 広島市中区大手町1-5-3
 TEL: 082-245-2322 FAX: 082-245-2315
 会長 広島県立障害者リハビリテーションセンター 所長 黒瀬晴郎
 ホームページ <http://www.websolutions.jp/gakkai/index.html>
 連絡先 広島県立障害者リハビリテーションセンター
 〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3
 TEL: 082-425-1455(代表) FAX: 082-425-1094
 E-mail: ra-chushi@geiyo.co.jp

第18回北海道・東北支部学術集会

開催日 2008年11月22日(土)、23日(日)
 会場 コラッセ福島 〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20
 会長 福島県立医科大学第二内科 教授 大平弘正
 連絡先 福島県立医科大学第二内科
 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

第19回関東支部学術集会

開催日 2008年12月6日(土)
 会場 ホテルメトロポリタン高崎 〒370-0849 群馬県高崎市八島町222
 TEL: 027-325-3311
 会長 群馬大学大学院医学系研究科生体統御内科学 教授 野島美久
 ホームページ <http://square.umin.ac.jp/jcrkan19/>
 連絡先 群馬大学大学院医学系研究科生体統御内科学 担当 廣村桂樹
 〒371-8511 群馬県前橋市昭和町3-39-22
 TEL: 027-220-8166 FAX: 027-220-8173




持続性抗炎症・鎮痛剤 《ナブメトン錠》

指定医薬品

 RELIFEN® 錠 薬機部承認

※効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意につきましては添付文書をご参照ください。

製造販売元
 株式会社 三和化学研究所
 〒411-0821 本社工場町東区東片原町25番地
 ●ホームページ <http://www.skk-net.com/>
 総経 株式会社 グラクソ・スミスクライン株式会社

調剤販売先・問い合わせ先
 ムンスタ上製センター
 ☎0120-19-8130
受付時間 月～金 9:00～17:00(土日祝日)

2008年度(第21次)リウマチ指導医募集のお知らせ

(中)日本リウマチ学会では、前年度に引き続き2008年度のリウマチ指導医を次の要領で募集いたします。

◇指導医の資格「専門医制度規則第15条」

1. 教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に10年以上勤務した経験を有し、最近5年間に10以上リウマチ学に関する研究業績発表のあること。
2. 申請時において、既に10年以上学会会員であり、リウマチ学に関する研究活動を行っていること。
3. 臨床系にあっては学会の専門医であること。

◇手続

1. 指導医の認定を希望する者は、申請用紙をmail又はハガキで事務局へ請求する。
2. 申請書類は2008年11月末日までに、指導医審査料1万円を振込むと共に専門医制度委員会((中)日本リウマチ学会事務局気付)に提出する。
3. 審査結果は2009年2月に通知し、3月1日付で認定証を交付する。なお、指導医登録料は2万円とする。

2008年度(第22次)リウマチ専門医の募集および資格認定試験のお知らせ

2008年度のリウマチ専門医の募集および資格認定試験は、下記の要領により行うことになりました。

◇専門医の資格認定を申請しようとするものは、次の各号の条件を満たすことが必要です。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。
2. 申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。
3. 日本リウマチ学会が認定した教育施設等において、通算5年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。
4. 日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による研修単位を30単位以上取得していること。
5. 関連基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。

◇手続

1. 専門医を希望する者は、申請用紙をmail又はハガキで事務局へ請求すること。

局へ請求すること。

2. 申請書類は2008年9月末日までに、専門医審査料1万円(振込用紙送付)を振込むと共に資格認定委員会(日本リウマチ学会事務局気付)に提出すること。
3. 資格認定委員会は申請書類によって審査し、2008年11月10日までに審査結果を、各個人あてに連絡する。
4. 資格認定試験の受験資格を得た者は、2008年11月末日までに受験料3万円(振込用紙送付)を事務局へお振込み下さい。振込みをもって受験の申し込みと致します。受験票は2008年12月末日までに郵送します。
5. 資格認定試験(筆記)は、東京において2009年1月18日(日)13時から行う予定(試験時間2時間)。
6. 専門医の認定は、3月1日付で行い認定証を交付する。なお、登録料は2万円とする。

2008年度(日本整形外科学会認定リウマチ医を対象とした)リウマチ専門医募集および資格認定試験のお知らせ

「リウマチ専門医」に関する(中)日本リウマチ学会と日本整形外科学会との合意に伴う(中)日本リウマチ学会「専門医制度規則」の取扱い要領は次によります。ただし、本事例は2010年3月末日をもって終了します。

日本整形外科学会「認定リウマチ医」が、日本リウマチ学会に入会しリウマチ専門医の資格認定申請を行う場合の細部実施要領を定める。

◇リウマチ専門医受験資格

1. 日本整形外科学会認定リウマチ医が、(中)日本リウマチ学会の会員になった場合は、本学会専門医制度規則第4条に規定する専門医の申請資格を有するものとする。
2. 同規則第5条に示す申請手続きのうち、同条第3号による教育施設等研修終了証明書および第4号による取得単位証明書にかえて、日本整形外科学会「認定リウマチ医認定証」の写しをもって申請することができる。
3. この実施要領による「リウマチ専門医」の申請資格は、当該年度の9月1日までに(中)日本リウマチ学会の会員になった者について、当該年度の申請資格を有するものとする。爾後、各年度も同様とする。

◇手続

1. 専門医を希望する者は、申請用紙をmail又はハガキで事務局へ請求する(日整会用希望明記)。

局へ請求する(日整会用希望明記)。

2. 申請書類は2008年9月末日までに、専門医審査料1万円(振込用紙送付)を振込むと共に資格認定委員会((中)日本リウマチ学会事務局気付)に提出する。
3. 資格認定委員会は申請書類によって審査し、2008年11月10日までに審査結果を各個人あてに連絡する。
4. 資格認定試験の受験資格を得た者は、2008年11月末日までに受験料3万円(振込用紙送付)を事務局へお振込み下さい。振込みをもって受験の申し込みと致します。受験票は2008年12月末日までに郵送致します。
5. 資格認定試験(筆記)は、東京において2009年1月18日(日)13時から行う予定(試験時間2時間)。
6. 専門医の認定は、3月1日付で行い認定証を交付する。なお、登録料は2万円とする。
7. この募集は2008年6月から開始する。



猪熊 茂子

日本赤十字社医療センター
リウマチセンター長

温泉・入浴の功罪

多くのJCR会員は複数の学会に所属していますが、私も日本温泉気候物理医学会（温気学会）会員でもあります。

温泉好きは日本人の特性のように言われますが、温泉の歴史を見ると、紀元前770年古代ギリシャ、エウポイアの人々はイスキア島に温泉施設を建てた、また紀元前400年頃発刊のヒポクラテス全集の鉱泉論に「入浴は健康に効果がある」とあるそうです（合田純人氏による）。有史千年単位の長きに亘る人類の（ヒト以外の動物も？）温泉嗜好は、医療と切り離されることなく続いてきました。効能には古くより「リウマチ」が掲げられますが、これは広くリウマチ性疾患を指していたのでしょう。温気学会は自然環境を含め、物理的・化学的・総合的刺激が人体に与える影響を検索し、「リウマチ」を含めた疾病の治療への導入までを目指す学会です。

医療は諸刃の刃で医源性障害の回避は重要な課題です。今日ではメディアでしばしば取り上げられる事項となっていますが、入浴関連事故についてはどうでしょうか。入浴関連事故の転帰について、交通事故死より入浴関連死の方が多い、という事実は意外に知られていないようです。鹿児島県では交通事故死の1.6倍、約1万人に1人が入浴関連死している（小片守氏）、札幌市では交通事故死の1.48倍（橋本好弘氏）とのこと。

一般の人がそれを聞くと、「濡れちゃうの？」という反応です。しかし、溺死かどうかを含め、十分な検討はなされていない模様です。すなわち事故として「検案」はされても、それ以上丁寧に詳細な直接死因検索を行った例は少なく、脳、心、大血管、肺などでの急性事象が夫々どれ位の割合で生じているかは不明のことでした。これは、今年5月第73回温気総会・学術集会で3名の法医学者全員が指摘したことです。CTなどを積極的に導入しての検索が求められます。入浴の身体への影響はよく研究されていますので、合わせて関連事故を防ぐ手立てが講じられるよう強く願います。

上記は一般人口での話ですが、環境から受ける刺激への身体の反応は、リウマチ性疾患特に膠原病を有する個体では健常人とかなり異なるようです。例えば冷水に手を漬けた時の指先の血流や温度変化は、想定外の経過を辿ります。健常者であれ患者であれ環境刺激への身体反応を十分把握して有害事象を防ぎ、逆にこれを利用できるようにする発想が求められる頃合いになっていると思います。

JCR2008学会評価アンケート

日本リウマチ学会では本年4月に開催された第52回日本リウマチ学会総会・学術集会及び第17回国際リウマチシンポジウムの総合評価アンケートを実施いたしました。アンケートは、会期中各会場で行ったシンポジウム評価アンケートのほか、Eメールおよびウェブサイト上で、5月2日～5月23日の期間に、13項目、5段階評価方式により実施いたしました。

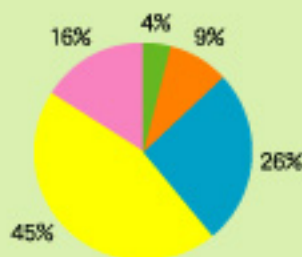
今回、前年同様本アンケートの結果を公表するとともに、会員の皆様のご意見を今後の学術集会に反映し、一層充実した学術集会運営が図られるよう鋭意努力して参ります。

多くの会員のご協力と貴重なご意見を頂きましたことに、お礼申し上げます。

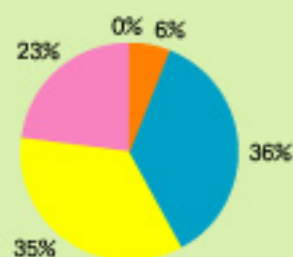
第52回日本リウマチ学会総会・学術集会アンケート結果



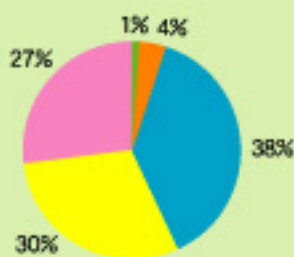
I. JCR2008学会プログラム全般



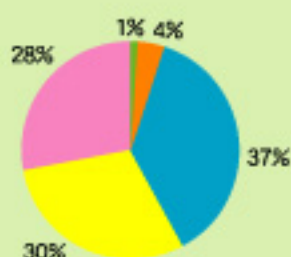
II. JCR2008学術集会Home Page



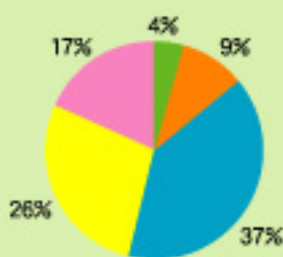
III. 演題登録過程



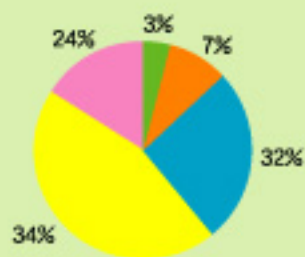
IV. 演題採用通知



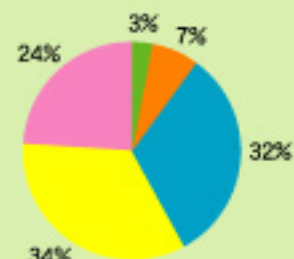
V. 宿泊及び交通手配等



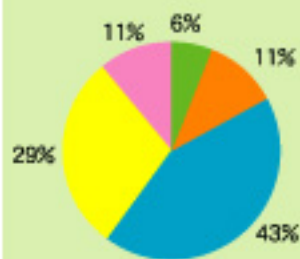
VI. 学会受付等



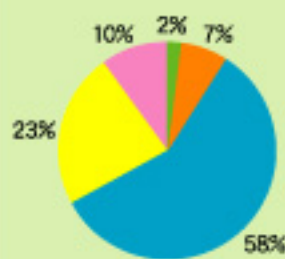
VII. 学会発表 (PC 発表について)



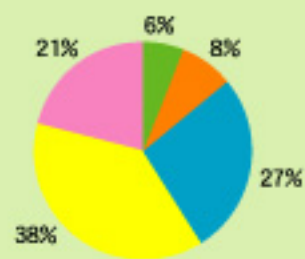
VIII. 商業展示



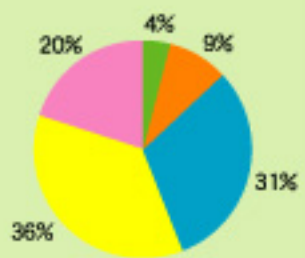
IX. 会員懇親会



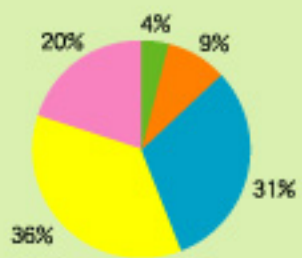
X. 抄録集 (日英、ポケットサイズ、国際シンポ)



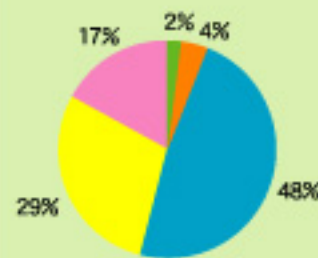
XI. 会場運営全般



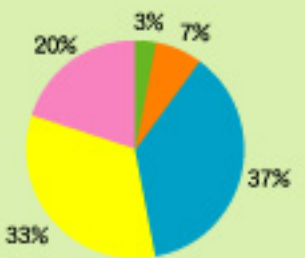
XII. リウマチシンポジウム全般



XIII. アニュアルコースレクチャー



総合評価





生物由来製品 劇薬 指定医薬品 処方せん医薬品^{※1}

ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤 薬価基準未収載

ヒュミラ[®] 皮下注40mg
シリンジ0.8mL

<皮下注射用アダリムマブ(遺伝子相換え)製剤>

HUMIRA[®]

注)注意—医師等の処方せんにより使用すること

「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「警告・禁忌を含む使用上の注意」等の詳細につきましては製品添付文書をご参照ください。

製造販売(輸入)元

アボット ジャパン株式会社

〒108-6303 東京都港区三田 3-5-27

販売元

エーザイ株式会社

〒112-8088 東京都文京区小石川4-6-10



かわき。

効能追加

シエーグレン症候群患者の
口腔乾燥症状の改善



効能・効果

1. 頸部放射線治療に伴う口腔乾燥症状の改善
2. シエーグレン症候群患者の口腔乾燥症状の改善

用法・用量

通常、成人にはピロカルピン塩酸塩として1回5mgを1日3回、食後に経口投与する。

<用法・用量に関連する使用上の注意>

本剤の投与は空腹時を避け、食後30分以内とすること。

使用上の注意

1. 慎重投与(次の患者には慎重に投与すること)

- (1) 高度の唾液腺腫脹及び唾液腺の疼痛を有する患者〔症状を悪化させるおそれがある。〕
- (2) 間質性肺炎の患者〔間質性肺炎を増悪する可能性がある。〕
- (3) 肺炎の患者〔唾液の分泌が亢進し、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (4) 過敏性腸疾患の患者〔腸管運動が亢進し、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (5) 消化性潰瘍の患者〔胆汁液の分泌が亢進し、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (6) 胆のう障害又は胆石のある患者〔胆管を収縮させ、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (7) 尿路結石又は腎結石のある患者〔尿管及び尿道を収縮させ、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (8) 前立腺肥大に伴う排尿障害のある患者〔膀胱筋を収縮又は緊張させ、排尿障害を悪化させるおそれがある。〕
- (9) 甲状腺機能亢進症の患者〔心血管系に作用し、不整脈又は心房細動を起こすおそれがある。〕
- (10) 全身性進行性硬化症の患者〔心血管系、消化器系に作用し、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (11) 中等度又は高度の肝機能低下患者〔高い血中濃度が持続し、副作用の発現率が高まるおそれがある。〕
- (12) 迷走神経緊張症のある患者〔迷走神経の緊張を増強させるおそれがある。〕
- (13) 高齢者〔「高齢者への投与」の項参照〕
- (14) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人〔「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照〕

2. 重要な基本的注意

- (1) 結瞳を起こすおそれがあるので、投与中の患者には夜間の自動車の運転及び暗所での危険を伴う機械の操作に注意させること。
- (2) 本剤投与中、過度に発汗し十分な水分補給が出来ない場合には脱水症状を引き起こす可能性があるため、このような状況が考えられる患者には担当医師に相談すること。
- (3) 一般にコリン作動薬は、用量依存的に中枢神経系に作用する可能性があることから、認識力の障害または精神障害のある患者に使用する場合には注意すること。
- (4) 本剤を12週間投与して効果が認められない場合には、その後の経過を十分に観察し、漫然と長期にわたり投与しないように注意すること。

3. 相互作用

本剤の主代謝経路は、血漿中のエステラーゼによる加水分解と、チトクロームP450 2A6(CYP2A6)による酸化である。

併用注意(併用に注意すること)

コリン作動薬(塩化アセチルコリン、塩化ピロカルピン等)、コリンエステラーゼ阻害薬(ネオスチグミン、塩化アンベノニウム等)、アセチルコリン放出促進作用を有する薬剤(シサプリド、モサプリド等)、抗コリン作動薬

口腔乾燥症状改善薬

新薬 指定医薬品

製法基準収載



サラジェン[®]錠5mg

SALAGEN[®] Tab. 5mg

ピロカルピン塩酸塩錠

禁忌(次の患者には投与しないこと)

- (1) 重篤な虚血性心疾患(心筋梗塞、狭心症等)のある患者〔冠状動脈硬化に伴う狭窄所見を冠状動脈攣縮により増強し、虚血性心疾患の病態を悪化させるおそれがある。〕
- (2) 気管支喘息及び慢性閉塞性肺疾患の患者〔気道抵抗や気管支平滑筋の緊張増大及び気管支粘液分泌亢進のため、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (3) 消化管及び膀胱頸部に閉塞のある患者〔消化管又は膀胱筋を収縮又は緊張させ、症状を悪化させるおそれがある。〕
- (4) てんかんの患者〔てんかん発作をおこすおそれがある。〕
- (5) パーキンソンニズム又はパーキンソン病の患者〔パーキンソンニズム又はパーキンソン病の症状を悪化させるおそれがある。〕
- (6) 虹彩炎の患者〔縮瞳が症状を悪化させるおそれがある。〕
- (7) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

(硫酸アトロピン、臭化水素酸スコポラミン等)、抗コリン作用を有する薬剤(フェンチアジン系抗精神病薬:クロロプロマジン等、三環系抗うつ薬:塩酸アミトリプチリン、塩酸イミプラミン等)、CYP2A6で主に代謝されて活性化される薬剤(テガフル製剤)、CYP2A6で主に代謝される薬剤(塩酸ファドゾール等)、CYP2A6の阻害剤(メトキサレン等)、潜在的に心毒性を有する抗悪性腫瘍剤(アントラサイクリン系薬剤等)

4. 副作用

<頸部放射線治療に伴う口腔乾燥症状の改善>

これまでに実施された臨床試験の総症例665例中、副作用が報告されたのは385例(57.9%)であった。その主なものは、多汗37.0%(246/665)、鼻炎8.1%(54/665)、下痢6.2%(41/665)、頻尿5.4%(36/665)、頭痛4.5%(30/665)、ほてり4.4%(29/665)、嘔気4.4%(29/665)等であった。また、臨床検査値の異常変動は、総症例628例中108例(17.2%)に認められた。その主なものは、トリグリセリド上昇4.2%(23/552)、LDH上昇3.2%(20/616)、AST(GOT)上昇2.4%(15/619)、尿潜血陽性2.5%(13/514)、 γ -GTP上昇2.3%(14/601)、ALT(GPT)上昇2.3%(14/619)等であった。(承認時)

<シエーグレン症候群患者の口腔乾燥症状の改善>


これまでに実施された臨床試験の総症例367例中、副作用が報告されたのは282例(76.8%)であった。その主なものは、多汗40.6%(149/367)、頭痛15.5%(57/367)、嘔気14.2%(52/367)、下痢13.1%(48/367)、悪寒9.3%(34/367)、ほてり7.1%(26/367)、頻尿6.8%(25/367)、嘔吐6.5%(24/367)、めまい6.3%(23/367)、腹痛6.0%(22/367)、鼻炎6.0%(22/367)、咳5.7%(21/367)、高血圧5.2%(19/367)、倦怠感5.2%(19/367)等であった。また、臨床検査値の異常変動は、総症例353例中102例(28.9%)に認められた。その主なものは、トリグリセリド上昇6.9%(24/348)、 γ -GTP上昇5.4%(19/349)、AST(GOT)上昇3.5%(12/347)、LDH上昇3.5%(12/347)、ALT(GPT)上昇3.4%(12/348)、尿潜血陽性3.4%(12/348)、Al-P上昇2.9%(10/347)、赤血球数減少2.6%(9/349)、血色素量減少2.6%(9/349)等であった。(効能追加承認時)

(1) 重大な副作用

- 1) 間質性肺炎(0.1%)
間質性肺炎があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、副腎皮質ホルモン剤の投与など適切な処置を行うこと。
- 2) 失神・意識喪失(0.2%)
一過性の意識喪失等があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

その他の使用上の注意等につきましては添付文書をご参照ください。

製造販売元

 **キッセイ薬品工業株式会社**

松本市芳野1-9番48号

<http://www.kissei.co.jp/>

資料請求先: 製品情報部 東京都中央区日本橋室町1丁目8番9号

TEL.03-3279-2304

提携

MGI PHARMA, INC., USA

SL093ZV

2007年10月作成

新しい肺動脈性肺高血圧症治療薬

for your next step

Careload

【禁忌(次の患者には投与しないこと)】

- (1) 出血している患者(血友病、毛細血管脆弱症、上部消化管出血、尿路出血、喀血、眼底出血等) [出血を増大するおそれがある。]
- (2) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人(「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照)

【効能・効果】

肺動脈性肺高血圧症

【効能・効果に関連する使用上の注意】

- (1) 原発性肺高血圧症及び膠原病に伴う肺高血圧症以外の肺動脈性肺高血圧症における有効性・安全性は確立していない。
- (2) 肺高血圧症のWHO機能分類クラスIV^aの患者における有効性・安全性は確立していない。また、重症度の高い患者等では効果が得られにくい場合がある。循環動態あるいは臨床症状の改善がみられない場合は、注射剤や他の治療に切り替えるなど適切な処置を行うこと。

^aWHO機能分類はNYHA(New York Heart Association)心機能分類を肺高血圧症に準用したものである。

【用法・用量】

通常、成人には、ベラプロスタナトリウムとして1日120μgを2回に分けて朝夕食後に経口投与することから開始し、症状(副作用)を十分観察しながら漸次増量する。なお、用量は患者の症状、忍容性などに応じて適宜増減するが、最大1日360μgまでとし、2回に分けて朝夕食後に経口投与する。

【用法・用量に関連する使用上の注意】

肺動脈性肺高血圧症は薬物療法に対する忍容性が患者によって異なることが知られており、本剤の投与にあたっては、投与を少量より開始し、増量する場合は患者の状態を十分に観察しながら行うこと。

【使用上の注意】(抜粋)

1. 慎重投与(次の患者には慎重に投与すること)

- (1) 抗凝薬剤、抗血小板剤、血栓溶解剤を投与中の患者(「相互作用」の項参照)
- (2) 月経閉塞中の患者 [出血傾向を助長するおそれがある。]
- (3) 出血傾向並びにその原因のある患者 [出血傾向を助長するおそれがある。]

2. 重要な基本的注意

- (1) 本剤の有効成分は「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」と同一であるが、用法・用量が異なることに注意すること。
- (2) 本剤から「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」へ切り替える場合には、本剤最終投与時から12時間以上が経過した後に、「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」をベラプロスタナトリウムとして原則1日60μgを3回に分けて食後に経口投与することから開始すること。また、本剤と同用量の「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」に切り替えると、過量投与になるおそれがあるため注意すること。(「薬物動態」の項参照)

3. 相互作用 併用注意(併用に注意すること)

抗凝薬剤(ワルファリン等)、抗血小板剤(アスピリン、チクロピジン等)、血栓溶解剤(ウロキナーゼ等)、プロスタグランジン₁₂製剤(エゴプロスタノール、ベラプロストTM)、エンドセリン受容体拮抗剤(ボセンタン)

注1) 同一有効成分を含有する「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」等との併用に注意すること。

4. 副作用

原発性肺高血圧症及び膠原病に伴う肺高血圧症患者を対象とした臨床試験において総症例66例中、45例(97.8%)に271件の副作用(臨床検査値異常を含む)が認められ、その主なものは頭痛34例(73.9%)、顔面潮紅21例(67.4%)、はてり26例(56.5%)、嘔気13例(28.3%)、倦怠感13例(28.3%)、下痢10例(21.7%)、動悸8例(17.6%)、腹痛8例(17.6%)等であった。(承認時)

(1) 重大な副作用

- 1) 出血傾向 [脳出血(軽度不明TM)、消化管出血(軽度不明TM)、肺出血(軽度不明TM)、眼底出血(軽度不明TM)]; 観察を十分に行い、異常が認められた場合は投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 2) ショック(軽度不明TM): ショックを起こすことがあるので、観察を十分に行い、血圧低下、顔赤、顔蒼蒼白、嘔気等が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 3) 間質性肺炎(軽度不明TM): 間質性肺炎があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 4) 肝機能障害(軽度不明TM): 貧血や著しいAST(GOT)、ALT(GPT)の上昇を伴う肝機能障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、このような場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 5) 狭心症(軽度不明TM): 狭心症があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 6) 心筋梗塞(軽度不明TM): 心筋梗塞があらわれるとの報告があるため、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

注2) 本剤投与では認められていないが、同一有効成分を含有する「トルナー錠20μg」、「プロサイリン錠20」の投与で認められた副作用。

■ その他の使用上の注意等につきましては、製品添付文書をご参照ください。

■ 本剤は新医薬品のため、平成20年12月末日までは、1回14日分を限度として投薬してください。

経口プロスタサイクリン(PGI₂)誘導体徐放性製剤 薬価基準収載
(ベラプロスタナトリウム徐放錠)

ケアロード[®] LA錠60μg

製薬、安定化剤、処方せん医薬品
(注意—製剤時の処方せんによる投与すること)

Careload[®] LA

発売 アステラス製薬株式会社
東京都板橋区蓮根3-17-1

[資料請求先] 本社/東京都中央区日本橋本町2-3-11

TORAY

製法販売

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

若手からの意見

関 英子

富山大学医学部整形外科

**トータルマネジメントケアの
できるリウマチ医をめざして**

私は平成12年に富山大学医学部を卒業し整形外科に入局しました。平成17年に関連病院から大学に戻り、以降リウマチの診療に携わらせていただいています。

整形外科医の私は、リウマチと主に上肢の関節疾患を担当させていただいております。薬物療法に関してはコントロールが悪いとどんどん関節破壊が進行していくため、新たな薬を含めた積極的かつ集学的な治療が望ましいと思われれます。

これらの治療には内科の先生方の豊富な知識や全身評価の技術が不可欠であります。当院ではリウマチ教育入院が行われております。リウマチ教育入院は内科、和漢診療部、整形外科の医師やコメディカル、ソーシャルワーカーが参加し、患者さんは1週間の入院の間に講義と検診を受けます。リウマチ教育入院を通して、内科や和漢診療部の先生と連携しすぐに相談できる恵まれた環境で仕事をさせていただいていることに感謝しております。

今後も整形外科的な技術を磨くとともに内科的な知識や考え方を増やし、トータルマネジメントケアのできるリウマチ医を目指してがんばりたいと思います。

(写真 左から筆者、松下功講師、木村友厚教授)



藤川 敬太

長崎大学医学部歯学部附属病院第一内科(膠原病リウマチ科)

ポンペの言葉

長崎大学医学部を卒業後、長崎大学第一内科、北九州市立八幡病院で研修したのち、膠原病リウマチ学を専攻しました。現在、大学院生として臨床、教育、研究と忙しい日々を送っています。研修医の時にちょうど生物学的製剤(抗TNF α 抗体)が承認され、クローン病や関節リウマチの患者さんの症状がみるみる改善し、一緒に喜んだのを今でも鮮明に憶えています。大学院生になってからは、先端医療として神経ペーチェット病や血管炎症候群の患者さんにも治療を行う機会

があり、その効果に驚嘆しました。リウマチ膠原病診療の大きな転換期にRheumatologyを志すことができたのは本当に幸運でした。また、この分野は臓器が限られていないので、幅広い知識を必要とされ他診療科の先生方と連携をとっていかねばなりません。主治医として患者さんの全身を診るという能力が必要とされ、患者さんに合わせたテーラーメイドの治療ができることはRheumatologyの大きな魅力だと思っています。

長崎大学医学部開学の祖、ポンペの言葉で、“医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい”という言葉があります。約150年前、長崎で西洋医学が発祥した頃の言葉ですが、今の自分と照らし合わせると身が引き締まる思いがします。この言葉を胸に未来のRheumatologyを発信できるように力を合わせて頑張っていこうと思います。

(写真 江口勝美教授を囲んで、左から岩本、藤川、荒牧、川尻(大学院生))

学会定款および諸規定

有限責任中間法人日本リウマチ学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、有限責任中間法人日本リウマチ学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を東京都港区に置き、支部を必要に応じて置くことができる。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と発展を図り、もってリウマチならびに近縁疾患の研究および診療内容の向上を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催・後援
2. 機関誌の編集・発行
3. 教育研修の実施
4. 専門医・施設その他の認定
5. 海外の関係諸学会との連携による活動
6. その他本会の目的達成上必要な事業

第2章 社員

(入社)

第6条 本会の目的に賛同し、入会した自然人又は法人を社員とする。

2. 社員となるには当該年度の会費を添えて本会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする

(社員の種別)

第7条 本会の社員は次の資格を有する会員によって構成する。

- ①正会員 前条に則って入会した医師及び医療研究者。但し、名誉会員及び賛助会員を除く。
- ②評議員 正会員の中で理事会、評議員会の推薦により理事長が委嘱した者。
- ③名誉会員 本会またはリウマチ学に関して特に功績があった者。名誉会員に関する内規は別に定める。
- ④賛助会員 本会の目的に賛同し、機関誌の購読を主にする者。
- ⑤会長 学術集会を主催する。任期は1年とする。学術集会に関する内規および会長の選出内規は別に定める。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を毎年度別に定める期日までに納入しなければならない。

2. 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき
- ②2年以上会費を支払わず、支払いの催促に応じないとき
- ③後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき
- ④死亡又は失踪宣言を受けたとき
- ⑤除名されたとき
2. 退会する時に会費に未納があるものは退会前に未納分の会費を全納しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

- ①本会の定款又は規則に違反したとき
- ②本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(社員名簿)

第11条 本会は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2. 社員に対する通知又は報告は、前項の名簿に記載された住所に対して行うものとする。
3. 会員の氏名、住所、所属機関等に変更が生じた場合は、その都度本会に連絡しなければならない。

(設立時の社員の氏名・住所)

第12条 本会の設立時の社員の氏名、住所は次のとおりとする。

兵庫県神戸市須磨区須磨寺町1丁目3番7号
越智隆弘
長崎県長崎市エミネント葉山町20番5号
江口勝美
東京都渋谷区広尾四丁目1番5-802号
西岡久壽樹
東京都渋谷区神宮前三丁目11番13号

藤井克之
東京都北区中里一丁目35番7-101号
山本一彦
東京都新宿区大京町6番地1
飯順之助

第3章 役員

(種類及び定員数)

第13条 本会には次の役員を置く。

- ①理事 2名以上30名以内
- ②監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会において、議決権数の5分の1以上に当たる議決権を有する社員が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 理事長は理事の互選によりこれを定める。
3. 副理事長は理事のうちから理事長が依頼する。

(任期)

第15条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。
3. 監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。
4. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
5. 役員は任期満了後であっても後任の選出があるまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第16条 理事長は本会を代表し、会務を総括し、理事会、評議員会、総会を必要に応じ招集し、総会、評議員会、理事会において議長となる。会長に不測の事態が発生し、その任務が困難になった場合は、その職務を代行する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、本会の業務の執行をはかる。理事長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織して、本会事業の執行をはかり、庶務・会計・編集・専門医制度・教育研修・調査研究・国際などの業務・活動を分担する。必要に応じ委員会を設けることができる。
4. 監事は次の職務を行う。
 - ①財産及び会計の状況を監査する。
 - ②理事の業務執行の状況を監査する。
 - ③財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときに、これを社員総会又は理事会に報告する。
 - ④前号の報告をするため必要あるときは、理事に対して総会又は理事会の招集を請求し、若しくは自ら総会又は理事会を招集する。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議前に弁明の機会を与えるものとする。

- ①心身の故障のために職務の執行に耐えない場合
- ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき

(報酬)

第18条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議によってこれを定める。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第20条 社員総会は正会員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、法令及びこの定款で定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ①理事会の決議
- ②正会員のうち5分の1以上から社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事に対して社員総会開催の請求があったとき
- ③監事からの招集請求があったとき

(招集)

第23条 社員総会は、理事長がこれを招集する。

2. 理事長は、前条の規定による臨時社員総会の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 理事長は、社員総会を招集する場合には、会日より7日前までに、各正会員にその通知を発するものとする。

(定足数)

第24条 社員総会は、正会員の議決権の5分の1以上を有する者の出席により成立する。

(議決権)

第25条 正会員は、1人1議決権を有する。

2. 社員総会の議事は、この定款に特別な定めがある場合の他は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権行使)

第26条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 開催の日時・場所
 - 正会員総数及び出席会員数（第26条による場合にはそれを付記する）
 - 審議事項及び決議事項
 - 議事の経過の要領及びその結果
2. 議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名押印するものとする。

第5章 理事会**(構成)**

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 社員総会に付議すべき事項
- 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- その他、会務の執行に関する事項

第6章 評議員会**(構成・職務)**

第30条 評議員は評議員会を組織して理事会の諮問に応じ、重要事項を審議する。

第7章 事務局等**(事務局)**

第31条 本会に、事務局を置く。

(職員)

第32条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

第8章 支部**(支部の設置)**

第33条 本会の目的を達成するため支部を設置することができる。

(支部の設置に関する事項)

第34条 支部の設置数、名称、その他必要な事項については別に定める。

第9章 基金**(基金の総額)**

第35条 本会の基金の総額は金12,000万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第36条 基金は、基金拠出契約で定める日まで返還しない。

(基金の返還の手續)

第37条 基金の返還手續については、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第10章 会計**(財産の管理)**

第38条 当法人の財産は理事長が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- 会費
- 寄附金、その他の収入

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

2. 理事長は、法令の定めるところに従い、貸借対照表・損益計算書・事業報告書・剰余金の処分又は損失の処理に関する議案とこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、社員総会の承認を受けなければならない。

第11章 定款の変更及び解散**(定款の変更)**

第41条 この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第42条 本会は、法令の定めるところによるほか、総正会員の過半数の出席する社員総会において、出席会員の4分の3以上の決議を経て解散することができる。

第12章 付則**(最初の事業年度)**

第43条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成16年2月29日までとする。

(最初の役員)

第44条 本会の設立時の役員は、次のとおりとする。

理事 越智 隆弘	理事 江口 勝美
理事 西岡 久壽樹	理事 井上 和彦
理事 井上 一	理事 小池 隆夫
理事 齋野 富久	理事 佐々木 毅
理事 澤井 高志	理事 竹内 勤
理事 鳥巢 岳彦	理事 中村 孝志
理事 橋本 博史	理事 藤井 克之
理事 松井 宜夫	理事 三森 経世
理事 山本 一彦	理事 山本 純己
理事 横田 俊平	理事 吉野 横一

理事長（代表理事） 越智 隆弘

副理事長 江口 勝美

副理事長 西岡 久壽樹

監事 猪熊 茂子 監事 宮坂 信之

(最初の役員任期)

第45条 本会の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

(規定外事項)

第46条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

有限責任中間法人 日本リウマチ学会 定款運用規則

(2003年度制定 2004年一部改正 2006年4月一部改正 2007年一部改正)

(目的)

第1条 この規則は、有限責任中間法人日本リウマチ学会（以下「本会」という。）英文では、Japan College of Rheumatologyと表示する。）定款（以下「定款」という。）の施行・実施にあたり、その必要な事項を定める。

(入社)

第2条 定款第6条第2項による入会申し込みのため、本会所定の様式により、2名の評議員の推薦署名を要するものとする。書式は、別表様式第1号（正会員用）および別表様式第2号（購読会員用）とする。書式は理事会で定める。

(社員の特典)

第3条 定款第6条により入会した社員は、会誌の配布を受け、又その業績を本学会の学術集会ならびに会誌に発表することができる。ただし、学術集会において会長が依頼した講演および編集委員長が依頼した投稿については社員であることを要しない。

(国際会員)

第3条の2 定款第7条第4号購読会員を国内購読会員と海外購読会員とに区分して名簿の管理を行う。

2. 海外購読会員を「国際購読会員」(International subscribing member)と呼称する。

3. 本運用規則第2条(入社)による入会申し込みのための様式は、別表様式第2号の2(国際購読会員用)とする。

(評議員の選出)

第4条 定款第7条第2号による評議員の選出方法及び定員数は、「評議員内規」で別に定める。

(会費)

第5条 定款第8条による会費は、正会員および購読会員10,000円、評議員15,000円とする。

2. 納付期日は、総会後送付する納付書の受領後2ヶ月以内とする。ただし、法人等で年度末支払となっている社員はこの限りではない。

(退会の届け出)

第6条 社員が退会を希望する場合は、2ヶ月以上前に本会に書面をもつ

学会定款および諸規定

- て退会の予告をするものとする。
- (住所等の変更届)
- 第7条 定款第11条により、会員が住所変更等を行うときの様式は、別表第3号による。書式は理事会で定める。
- (役員の数)
- 第8条 定款第13条による役員の数、定められた枠内で「役員選任内規」で別に定める。
2. 副理事長は、当面2名とする。
- (役員を選任)
- 第9条 定款第14条による役員を選任の方法については、「役員選任内規」で別に定める。
- (書面による議決権行使)
- 第10条 定款第26条により、書面による議決権の行使は、別表様式第4号による。書式は理事会で定める。
- (理事会の開催)
- 第11条 定款第28条による理事会は、定時理事会および臨時理事会とする。
2. 定時理事会の開催は、毎年6回以内とし、年度計画で別に定める。
3. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
- ①理事長が必要と認めたとき
- ②理事のうち3分の1以上から理事会の目的たる事項及び招集理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき
- ③監事から招集請求があったとき
- (理事会の招集)
- 第12条 理事会は、理事長がこれを招集する。
2. 理事長は、前条の規定による臨時理事会の請求があった場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも会日の7日前までに理事に対してその通知を発するものとする。
- (理事会の定足数)
- 第13条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
2. 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。
- (理事会の議決)
- 第14条 理事会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- (評議員会の定足数及び議決)
- 第15条 定款第30条による評議員会の定足数は、評議員総数の過半数の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。
2. 評議員会の議決は、出席者の過半数をもってする。可否同数のときは議長が決するところによる。
3. 評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権行使を委任することができる。
- (事務局の職員)
- 第16条 定款第32条による職員は、理事会の議決を得て理事長が任免し、有給とする。
2. 職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定める。
- (支部の設置等)
- 第17条 定款第34条による支部に関する事項については、「支部に関する本部規定」で別に定める。

附 則

- 第18条 この規程は、有限責任中間法人日本リウマチ学会定款が成立した日から適用する。
- 第19条 この規程の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り社員総会の承認を要する。

附 則 (2006年4月25日)

この規程の一部改正は、2006年度定時社員総会で承認を受け同年5月1日から施行する。

附 則 (2007年4月27日)

この規程の改正は、2007年社員総会で承認を得て、2007年5月1日から施行する。

役員選任内規

(2003年度制定 2004年4月一部改正 2008年4月一部改正)

第1章 総 則

- (趣 旨)
- 第1条 この内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会定款（以下「定款」という。）第14条第1項に基づき役員（理事・監事）の選任方法について定

める。

- (役員の数)
- 第2条 理事の数は、定款第13条第1号に定める定員数の範囲内で19名以内とする。ただし、19名の理事選出に当たっては、選挙による選出（以下「選挙理事」という。）17名、推薦による選出（以下「推薦理事」という。）2名以内とする。
- 第3条 監事の数は、定款第13条第2号に定める定員数の範囲内で2名とする。
- (役員を選任)
- 第4条 選挙理事の選出は、被選挙人を定款第7条第2号に定める評議員とし、立候補制とする。
2. 理事候補者の選挙は、選挙人を評議員とする選挙による。
3. 選挙理事の選任は、前第2項による選挙により選出された理事候補者を社員総会で選任する。
- 第5条 推薦理事の選出は、選挙理事の意見を聴き候補者を選考して評議員会に諮り、社員総会で選任する。
2. 推薦理事の選考は、地区別・専門科別の均衡又は日本リウマチ学会の方針の一貫性を維持するための推薦とする。
- 第6条 監事の選任は、理事会で候補者を推薦し、評議員会に諮り社員総会で選任する。
- (役員任期等)
- 第7条 理事の任期は、2年とするが再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えることはできない。
- 第8条 監事の任期は、4年とするが再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることはできない。
- 第8条の2 理事及び監事に連続して就任した者の任期は、理事及び監事の役員を連続して3期を超えることはできない。
- (選挙管理委員会)
- 第9条 理事候補者の選挙は、選挙管理委員会がその事務を管理する。事務局は、本学会の事務局に置く。
- 第10条 選挙管理委員会は、選挙の行われる前年の7月末日までに定足させる。
- 第11条 選挙管理委員は、理事長が理事会の承認を得て、正会員の中から委員長1名、委員5名を委嘱する。任期は2年とする。
- (選挙の告示)
- 第12条 選挙に関する告示は、選挙年の前年の10月1日までにを行う。
- (選挙の実施)
- 第13条 選挙は、役員任期終了年の2月に実施する。投票日(投票締切日)及び開票日は選挙管理委員会が定める。
- 第14条 選挙管理委員会は、投票日の1ヵ月前までに被選挙人名簿(立候補者の氏名、所信および推薦者名を記載した立候補者一覧表)を選挙人に告知する。
- 第15条 投票は、選挙管理委員会が定める所定の投票用紙を用い、全国いっせいに郵送によって行う。投票用紙記載後は、定められた封筒により返送するものとし、投票締め切りの消印有効とする。
2. 投票に当たっては、無記名投票とする。
- (選挙管理委員会の権限)
- 第16条 選挙の実施にあたって定款、本内規あるいはその他の規定、若しくは理事会の議決にない事項については選挙管理委員会が決定する。

第2章 理事候補者の選出

- (理事候補者の選出区分)
- 第17条 理事候補者は、全国評議員を選挙人とする「全国選出理事候補」および「支部に関する本部規定」に定める各支部に所属する評議員を選挙人とする「支部選出理事候補」とに区分して選挙により選出する。
- (理事候補者の区分選出数)
- 第18条 理事候補者の区分選出数は、全国選出理事候補10名及び支部選出理事候補7名とする。
2. 支部選出理事候補者は、本会6支部に各1名とする。ただし、関東支部にあっては2名とする。
- (選挙人および理事候補者)
- 第19条 選挙人は、選挙年の前年の9月1日に在籍する評議員とする。ただし、第14条の選挙人への告知日までに、評議員でなくなった場合にはこの限りではない。
- 第20条 選挙理事及び推薦理事候補者は、前条該当者のうち理事就任年の4月1日現在、年齢満66歳未満の者で立候補した者とする。
- (立候補の届け出)
- 第21条 立候補しようとする者は、選挙年の前年の11月30日までに「全国選出理事候補」または「支部選出理事候補」の別に、本人の立候補届に所信および評議員5名の推薦状を付して選挙管理委員会に提出しなければならない。その際提出された立候補者の所信は、選挙管理委員会から選挙人に公表される。
- (投票の要領)
- 第22条 全国選出理事候補の投票は、被選挙人(立候補者)の中から全5

名連記投票とし、4名以下の投票は認めない。(全5名の投票を要する。)

2. 専門科区分は、内科・整形外科・基礎領域・その他(小児科・皮膚科その他診療科)の4区分とする。この際、当座「リウマチ科」は専門科としない。
3. 5名連記投票中、同一専門科は4名以内とする。
4. 支部選出理事候補については選挙人の所属する支部の被選挙人(立候補者)の中から1名の投票とする。

(理事選任候補者の決定)

第23条 全国選出理事候補者は、選挙得票数の順位により原則として上位10名を理事選任候補者とする。

第24条 支部選出理事候補者は、各支部のそれぞれ最高得票者の1名を理事選任候補者とする。ただし、関東支部については、上位2名とする。

第25条 得票数が同数の場合は、選挙管理委員長は選挙管理委員立会いのもとで、くじにより当選を決定する。

第26条 理事選任候補者が決定した後、社員総会が開催されるまでの間に特別の事情があり候補を辞退するか、又は、欠けたときは、選挙管理委員会に第1次位の者を繰り上げる。

第3章 監事候補者の選出

(候補者選出の時期)

第27条 監事候補者の選出は、監事の任期満了年に行われる理事会・評議員会において候補者を選出し、社員総会に推薦する。

(被推薦者)

第28条 被推薦者は、理事選任候補者を除き、原則として評議員の中から2名を選出する。

2. 監事候補者は、第19条及び第20条「理事」を「監事」に読み替え適用する。

附 則

第29条 この内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会設立の日から施

日本リウマチ学会入会申込書 (医師、研究者用)

有限責任中間法人

日本リウマチ学会理事長 殿

年 月 日

日本リウマチ学会定款第6条の規定により入会を申し込みます。
(会員管理名簿となりますので、明瞭にお書き下さい。)

※事務局記載欄

○印を付して下さい		※ 受 付		※ 会 員 番 号	
新 規	再 入 会				
ふ り か な					
氏 名		(印)	生年月日 (性 別)	西 曆	年 月 日 (男・女)
勤 務 先	住 所	〒 - - - - -			
		Tel	- - - - -	Fax	- - - - -
		E-mail			
	名 称				
	部 科 名			役 職	
所 属 科 名 (○印又は記入)		リウマチ科(専門=整形外科・内科・ 整形外科・内科・小児科 その他())			
自 宅		〒 - - - - - Ⅲ - - - - -			
卒 業 大 学 ・ 専 攻					
卒 業 大 学 院 ・ 専 攻					
連 絡 先 (雑 誌 送 付 先)		<input type="checkbox"/> 勤 務 先		<input type="checkbox"/> 自 宅	
学会英文誌 ("Modern Rheumatology")		<input type="checkbox"/> 要		<input type="checkbox"/> 不 要	

上記の者を(中)日本リウマチ学会の会員に推薦します。

申込書送付先：〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目1番24

有限責任中間法人 日本リウマチ学会

TEL 03 (5251) 5353/FAX 03 (5251) 5354

E-mail: gakkaih@ryumachi-jp.com

○住所(勤務先)変更、改姓、退会届はメール(FAX、はがき可)にてご通知下さい。

推薦者：

(役員又は評議員)

(印)

推薦者：

(役員又は評議員)

(印)

備 考：1. 申込書に年会費1万円を添えて、現金書留でお送り下さい。

2. 1年度は3月1日から翌年2月末日迄です。

3. 返会届のない場合、継続して会員と致します。

ただし、2年以上会費を支払わず、支払いの催促に応じないときは
会員の資格を喪失します。(定款第9条)

学会定款および諸規定

- 行し、2005年度以降の役員の選任から適用する。
- 第30条 本内規第7条及び第8条による役員の任期の起算は、定款第45条による本会の最初の理事及び監事の任期満了時に行われる定時社員総会で選出された役員を初回とする。
- 第31条 この内規の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り社員総会の承認を要する。

附 則 (2008年4月21日)

この内規の改正は、2008年度社員総会の承認を得て、第4期役員の選任から適用する。

評 議 員 内 規

(2003年度制定 2004年4月一部改正)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会定款(以下「定款」という。)第7条第2号の規定により、評議員選出内規を定める。評議員規定は、定款に定めるほか、この内規による。

(定数)

第2条 評議員の定数は、正会員の10%以内とする。評議員の委嘱に当たっては、各支部とも正会員の10%以内を原則とする。

第2章 資格要件及び推薦要領

(資格要件)

- 第3条 評議員候補者は、次の各号の要件を満たすものとする。
- ①有限責任中間法人日本リウマチ学会の正会員であること
 - ②リウマチ学に造詣が深いこと
 - ③年齢が原則として60歳未満であること
2. 評議員候補者の推薦は、前項の要件を満たす者で、次の第3項又は第4項に該当する者とする。
3. 本学会の目的達成のため活発な活動を行っている者で、次号の条件を満たしているもの。
- ①原則として引き続き7年以上本会の正会員であること
 - この場合の会員期間には、継続している日本リウマチ学会の会員期間を通算する。
 - ②臨床系評議員については本会認定の専門医であること
 - ③本会英文誌に掲載(受理)の論文(筆頭者として1編以上、あるいは共著者として2編以上)を有すること
 - ④本学会の目的達成のための活発な活動の例は、つぎによる。
ア、リウマチ性疾患に関連する論文業績等
イ、学術集会、国際学会等での講演、参画業績等
ウ、支部学術集会での発表、参画、支部活動協力等
エ、調査研究、教育研修への参画、支援等
オ、活発なリウマチ診療
4. 本学会の運営上特に必要とされる者
- 積極的にリウマチ研究並びに診療を行っている機関の指導者

(推薦方法)

- 第4条 評議員候補者の推薦方法は、次の資料を添えて当該年度の学会総会2ヶ月前までに本学会事務局に提出する。
- ①評議員2名以上上記の推薦状
 - 但し、前第3条第4項該当者は理事会が推薦する。
 - ②主要経歴
 - ③リウマチ学に関する主要業績目録(JJR、MR掲載論文を含め記載)

(評議員の選考)

第5条 評議員候補者の選考は、理事会で資格審議を行い評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第3章 評議員の資格維持等

(資格維持)

- 第6条 評議員の資格維持は、つぎによる。
- ①前第3条による評議員候補要件を維持していること
 - ②定時評議員会及び社員総会に積極的に出席すること
- 相当の理由がなく定時評議員会に連続して3年出席しない場合は、その資格を喪失する。

(再申請)

第7条 評議員の資格を喪失した者が、再度評議員の申請を行うときは、前第4条の資料を添付して再申請するものとする。

(任 期)

第8条 評議員の任期は、3年とする。再任は妨げないが年齢満70歳に達した者は、満70歳に達した日の属する年度の翌年度学会総会終了の日をもって任期を終える。

(功労会員)

第9条 前条により、年齢満70歳に達して任期を終えた評議員は「功

労会員」とすることができる。

2. 功労会員は、理事長から要請があった場合は、評議員会に出席して意見を述べるものとする。ただし、議決権は有しないものとする。
3. 功労会員は、社員総会においては正会員として議決権を有する。
4. 功労会員の年会費は、10,000円とする。

附 則

1. この内規は、2003年度総会で承認された日から施行し、2004年4月1日から適用し2004年度の評議員の推薦から実施する。
2. この内規の適用の日(2004年4月1日)に既に年齢満70歳を超えている者については、第48回日本リウマチ学会総会・学術集会の終了の日をもって任期を終える。
3. 年会費の変更は、評議員に委嘱された日の属する年度から15,000円とし、任期を終えた日の属する年度から10,000円とする。
4. この内規の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り社員総会に報告する。

名 譽 会 員 内 規

(2003年度制定 2004年一部改正 2006年一部改正)

定款第7条第3号の規定により名誉会員に関する内規を定める。

1. 有限責任中間法人日本リウマチ学会名誉会員(以下「名誉会員」)は下記の会員の中から、有限責任中間法人日本リウマチ学会(以下「学会」)の理事会、評議員会、社員総会の議決を経て、これを任命する。
 - 1) 学会会長、理事の経験のある者
 - 2) その他学会に対し、顕著な功績のあった者
2. 名誉会員の任期は終身とする。ただし、名誉会員としてふさわしくない行為があると認められるときは、理事会、評議員会、社員総会の議を経て名誉会員の称号を取り消すことができる。
3. 名誉会員は会費を免除される。
4. 名誉会員は評議員会の開催通知を受け、任意に出席することができる。また、議長(理事長)の要請により意見を開陳することができる。
5. 名誉会員には理事長より任命状を贈呈する。
6. 学会は国際名誉会員を置くことができる。国際名誉会員の資格に関しては本規定を準用する。
7. この内規の改正は、理事会の決議により評議員会の承認を得て、社員総会に報告する。

附 則 (2006年4月25日)

この一部改正内規は、第7項により2006年度社員総会に報告した日から適用する。

学 会 長 選 出 内 規

(2003年度制定 2004年一部改正)

定款第7条第5号の規定により学会長の選出内規を定める。

1. 学会長は、会員の中から選出し、当該学術集会開催年度の3年前の社員総会において決定する。
2. 学会長は、当該学術集会の開催年の4月1日現在、満66歳未満である者とする。
3. 学会長候補者の推薦は、評議員5名以上の連名による推薦を要する。
4. 学会長候補者は、略歴・業績目録に学術集会に対する所信を記載した書面に前第3項の推薦状を添付し、当該学会長を決定する学会総会開催の3ヶ月前までに理事長に提出するものとする。
5. 理事長は、推薦を受けた候補者を理事会で審議し候補者1名を選考し、評議員会に諮り社員総会の承認を得る。
6. 理事長は、評議員会及び社員総会の承認にあたっては、選考経緯、選考事由を開示する。

附 則

1. この改正内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会設立の日から施行し、第51回学会長選出から適用する。
2. この内規の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り社員総会に報告する。

学術集会内規

(2003年度制定)

定款第7条第5号の規定により学術集会の内規を定める。

1. 本会の目的を達成するための事業として、定款第5条第1項による「学術集会」を開催する。
2. 定款第7条第5号の規定により、会長が学術集会を主催する。
3. 学術集会の開催は、4月又は5月とし開催日及び場所は理事会の承認を得て学会長が定める。
4. 会長は、学術集会の開催に当たってプログラム委員会を設置する。この際、プログラム作成方針に継続性と多様性をもたせるため定款第16条第3項による委員会の委員をメンバーに加える。
5. 会長は、学術集会にかかわる運営費等の予算案を学術集会開催の7ヵ月前までに作成し理事会に報告するものとする。
6. 会長は、学術集会終了後すみやかに収支決算を行い理事会に報告する。
7. その他必要な事項は、理事会で定める。

附則

この内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会設立の日から施行する。

専門医制度規則(2003年度制定 2004年4月一部改正
2005年4月一部改正 2006年4月一部改正)**第1章 目的**

- 第1条 この制度は、リウマチ性疾患に関する十分な学識と経験を有する医師を認定することにより、わが国におけるリウマチ学の研究、教育、診療の水準を向上発展させることを目的とする。

第2章 総則

- 第2条 有限責任中間法人日本リウマチ学会（以下「学会」という。）は、専門医制度等を運用する専門医制度委員会を設ける。
2. 専門医制度委員会は、専門医及び教育施設の認定にあたり、さらに優れた専門医を育成するための指制度を検討し、推進する。
3. 専門医制度委員会は、次の第2号に示す「学会指導医」の資格を認定する。
- 専門医資格認定委員会は、次の第1号に示す「リウマチ専門医」の資格を認定する。
- ①リウマチ専門医（以下「専門医」という。）とは、リウマチ性疾患の診療に必要な知識と技能を有し、専門医としてふさわしいリウマチ医を学会が認定する医師
 - ②学会指導医（以下「指導医」という。）とは、専門医養成のための研修指導にふさわしい学識と経験と能力を具えた医師として学会が認定する医師
4. 学会は同様にして、教育施設認定委員会を組織してリウマチ性疾患の診療を研修するにふさわしい診療施設（以下「教育施設」という。）の認定を行う。

第3章 専門医の資格認定**(資格認定委員)**

- 第3条 学会理事長（以下「理事長」という。）は、専門医を認定する委員（以下「資格認定委員」という。）を評議員の中から選任する。資格認定委員会の運営に関する必要事項は別に定める。

(専門医の申請資格)

- 第4条 専門医の資格認定を申請しようとするものは、次の各号の条件を満たすことが必要である。
- ①日本の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。
 - ②申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。
 - ③第2条第4項によって認定された教育施設等において、通算5年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。
 - ④日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位30単位以上を取得していること。
 - ⑤関連基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。

(申請手続き)

- 第5条 専門医の資格認定を申請するには、次号に定める申請書類に手数料をそえて資格認定委員会に提出しなければならない。
- ①専門医申請書
 - ②履歴書
 - ③教育施設等研修終了証明書
 - ④前条第4号による取得単位証明書

⑤業績目録**⑥前条第5号による資格取得記録（又は資格保有証明書）****(認定要領及び有効期間)**

- 第6条 資格認定委員会において専門医申請資格を承認されたものに対して、資格認定試験を行い、専門医制度理事会の議を経て理事長が専門医認定の証を交付する。
2. 本証の有効期間は5年間とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

(資格認定試験)

- 第7条 試験の計画ならびに実施は、資格認定委員会が理事会の承認の下に行う。
- 第8条 試験問題の作成は別題作成委員会で行う。問題作成委員会の委員は、専門医資格認定委員会の推薦により理事会が依頼する。
- 第9条 資格認定試験は年1回実施する。

第4章 教育施設の認定**(申請条件)**

- 第10条 教育施設の認定を申請する診療施設は次の各号の条件をすべて満たしていることが必要である。
- ①総合病院またはこれに準ずる病院およびリウマチ専門病院
 - ②リウマチ性疾患が年間100症例（関節リウマチを30症例以上含む）以上あること
 - ③研修環境が総合的に整備されていること
 - ④指導医1名以上、または専門医2名以上が勤務していること。なお、専門医1名は定期的に勤務する非常勤を含めることができる。
 - ⑤リウマチ学に関連する教育が定期的に行われていること

(認定委員)

- 第11条 理事長は教育施設を認定する委員（以下「施設認定委員」という。）を評議員のなかから選任する。

(申請手続き)

- 第12条 教育施設の認定を申請する診療施設長は、次の申請書類を教育施設認定委員会に提出しなければならない。
- ①教育施設認定申請書
 - ②診療施設内容説明書
 - ③指導医または専門医が勤務することの施設長の証明書
 - ④関連施設を含めた研修計画書（第7章）

(教育施設の認定)

- 第13条 教育施設認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、教育施設の認定を行う。
- 第14条 教育施設として認定される診療施設に対して、理事会の議を経て、理事長が教育施設認定証を交付する。
2. 本証の有効期間は3年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第5章 指導医の認定**(認定要領及び資格要件)**

- 第15条 指導医の認定は、次の各項について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。
- ①教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に10年以上勤務した経験を有し、最近5年間に10以上リウマチ学に関する研究業績発表のあること
 - ②申請時において、既に10年以上学会会員であり、リウマチ学に関する研究活動を行っていること
 - ③臨床系にあっては学会の専門医であること

(申請の手續き)

- 第16条 指導医の認定を申請するには、次の申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。
- ①指導医認定申請書
 - ②履歴書
 - ③業績目録
 - ④教育施設（準ずる診療施設）勤務証明書

(指導医の認定)

- 第17条 専門医制度委員会は毎年1回申請書類によって審査し、指導医の認定を行う。
- 第18条 理事長は専門医制度委員会において指導医として認定されたものに対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。
2. 本証の有効期間は5年とする。有効期間経過後の措置については、施行細則をもって定める。

第6章 認定資格の喪失**(専門医等の資格喪失)**

- 第19条 専門医・指導医としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、専門医・指導医の資格が、また指導医及び教育施設が認定条件を満たさなくなった時は、指導医及び教育施設の資格が、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て取り消されることとする。

学会定款および諸規定

第7章 教育施設における研修計画

(研修の実施)

第20条 各教育施設は当該施設における専門医研修計画（以下「研修計画」という。）を立案し、これを実施する。

2. 教育施設における専門医研修計画は、リウマチ性疾患の診療研究のための知識、技能、態度の習得を目的として作られるものとする。

(計画の作成)

第21条 研修計画は次の各項に基づき、教育施設の指導医または専門医が編成する。

①教育施設および認定を受けた関連施設において、入院患者の診療に通常5年以上従事し、かつ定期的に外来診療に従事する。

②リウマチ学全般について研修する。

(研修内容)

第22条 教育施設研修期間中に診療経験として次のものを含める。

①入院患者はリウマチ性疾患、原則として50症例（関節リウマチ15症例以上を含む）以上を受持ち、その診療を行うこと。

②外来患者はリウマチ性疾患100症例（関節リウマチ30症例以上を含む）以上を経験すること。

(会議の招集)

第23条 専門医制度委員会は、各教育施設における研修状況について討議し、本制度の運営に関する意見をきくため、施設責任者による会議を招集することができる。

第8章 補則

(規則の改正)

第24条 この規則は専門医制度委員会および理事会の議決により、評議員会に諮り社員総会の承認を得て改正する。

第25条 この規則の施行にあつての細則は、専門医資格認定委員会および専門医制度委員会で協議し、理事会の議決により別に定める。改正するときも同じ。

附則

- この規則は、有限責任中間法人日本リウマチ学会設立の日から施行する。
- 権利能力なき社団日本リウマチ学会が認定した「認定医」は、本会が認定した「リウマチ専門医」とし、また、指導医及び教育施設も本会が認定したものとする。
- 本規則第4条第2号中「通常5年以上」とあるが、2004年度専門医の資格認定申請者までは、「通常3年以上」とする。

附則

- この改正規則は、2005年度定時社員総会で承認を受け、2005年6月1日から施行し、2005年度指導医・専門医の資格認定から適用する。

附則(2006年4月25日)

- この改正規則は、2006年度定時社員総会で承認を受け同年5月1日から施行する。

1) 専門医制度規則施行細則

(2003年度制定)

第1条 専門医制度の運用にあたり、専門医制度規則に定められた以外の事項について次のように定める。

第2条 委員会の事務は学会事務局で行う。

第3条 理事長は次の各号に従い、資格認定委員および施設認定委員を選任する。

- ①専門医資格認定に関する業務を行うための資格認定委員の定数は9名以内とする。
- ②施設認定に関する業務を行うための施設認定委員の定数は「有限責任中間法人日本リウマチ学会の支部に関する本部規定」による6支部の区分により各支部2名とする。

第4条 専門医等の認定委員

- ①任期は2年とし、再任を妨げない。
- ②欠員を生じたときは、理事長がその補充を行う。
- ③補充された専門医等の認定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 専門医資格認定委員会（以下「資格認定委員会」という。）の運営

- ①資格認定委員会は、専門医資格認定試験を担当する。
- ②試験の方法、期間は資格認定委員会がこれを定める。
- ③資格認定委員会はリウマチ学全般に関する知識、技能その他必要事項について考試を行う。
- ④資格認定委員会は経歴、診療実績、業績、教育施設における研修実績等と試験の結果から総合的判定により合・否を定める。

2) 専門医資格維持施行細則

(2003年度制定 2004年4月一部改正

2005年4月一部改正 2006年4月一部改正)

「専門医の資格維持及び更新」

日本リウマチ学会専門医としての資格を維持するには、有限責任中間法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第6条第2項に示す有効期間の5年間に、総単位数として50単位数以上を取得しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間（5年）経過後も取得した単位数が所定の50単位数に満たないときの取り扱いは次による。

1. 認定更新の保留を申し出て、翌年度に再申請することができる。保留期間は1年とし保留期間中は専門医を呼称することはできない。（この間は「専門医」ではない。）保留期間の1年が経過した後も、なお50単位数が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。なお、資格喪失後、再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し、合格しなければならない。
2. 海外留学または病気、出産等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間（5年）を留学等の期間だけ延長の申請をすることができる。（認められた場合は、この間は「専門医」である。）延長後の更新は、前号に準じて行う。

「研修単位」

1. 日本リウマチ学会（地方会を含む）および関連学会への出席

- 1) 日本リウマチ学会学術集会（10単位/回）
- 2) 国際リウマチシンポジウム（5単位/回）
- 3) アニュアルコースレクチャー（7単位/回）
（中央研修会、東京・大阪大会含む）
- 4) 日本リウマチ学会地方会（5単位/回）
- 5) 日本医学会総会（5単位/回）
- 6) 日本リウマチ学会が認定した関連学会*（3単位/回）

#1 関連学会（*は日本医学会分科会）

- 日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節痛学会、日本瘧疾・核酸代謝学会、日本結合組織学会、

日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会

#2 国際関連学会

APLAR、EULAR、ILAR、PANLAR（ACR）

2. リウマチ学に関する業績

- 1) Modern Rheumatology（筆頭著者）（7単位/編）
[共著者]（3単位/編）
[筆頭著者]（5単位/編）
[共著者]（3単位/編）
- 2) 日本リウマチ学会総会および同地方会 学会発表
（筆頭演者）（5単位/題）

3. 日本リウマチ学会が主催または認定した教育研修会または講演会への出席（1単位/時間・最大7単位/1日とする）

4. 日本医師会生涯教育研修会への出席（1単位/回）

5. 教育研修(講演)会の単位認定申請について
教育研修会または講演会を主催するものが日本リウマチ学会の単位認定を希望するときは、開催3ヶ月前までに有限責任中間法人日本リウマチ学会専門医制度委員会に書面申込み単位数の決定をうけなければならない。（書式は別に示す。）
（注：ただし書きを削除する。）

附則

1. この改正規則は、2004年4月16日から実施する。

附則(2005年4月19日)

1. この改正規則は、2005年度定時社員総会で承認を受け2005年6月1日から施行する。
2. この規則は、2006年3月1日から適用する。但し、2006年2月末までに65歳に達した者は、2005年3月1日以後の第1回目の更新までは、研修単位の取得を免除する。（第2回目の更新から研修単位の取得を要する。）

附則(2006年4月25日)

1. この改正規則は、2006年度定時社員総会で承認を受け2006年5月1日から施行する。
2. 2005年4月附則第2項による2006年3月1日適用日以降の第1回目の更新日までに65歳に達する者については、その第一回目の更新については、資格維持申請書の提出及び更新料のみで専門医の資格を更新することができる。
3. (中)日本リウマチ学会が「共催」または「認定」した研修会・講演会への出席による受講証明は、受益者負担として1単位1000円

を徴収する。

注 記：

研修単位第5項「ただし、日本リウマチ財団主催の教育研修会は学会認定教育研修会とする。」を削除した。今後はリウマチ学会・財団に申請が必要となる。

3) 指導医資格維持施行細則

日本リウマチ学会指導医としての資格を維持するには、指導医認定証の有効期限が到来する2ヶ月前までに、別に定める資格維持申請書に手数料をそえて専門医制度委員会に提出しなければならない。

4) 教育施設資格維持施行細則

日本リウマチ学会教育施設としての資格を維持するには、教育施設認定証の有効期限が到来する2ヶ月前までに、専門医制度規則第4章第12条に定める申請書類を継続申請書として施設認定委員会に提出しなければならない。

5) 専門医制度規則の適用の特例を定める規則

日本リウマチ財団リウマチ登録医が、日本リウマチ学会専門医の申請資格を有するものとする特例を次のように定める。

日本リウマチ学会の会員であって、日本リウマチ財団リウマチ登録医であるものは、本学会専門医制度規則第3章の専門医申請資格を有するものと認め、同規則第3章第5条第3号教育施設等研修終了証明書にかえて、日本リウマチ財団リウマチ登録医登録証の写しをもって申請することができる。

附 則

1. この規則は、1997年6月1日から施行する。
2. この規則は、学会認定医制度規則が改正される1997年6月1日現在の登録医に限り適用する。

附 則

1. この特例の改正は、「専門医制度規則」の一部改正の施行日から

教育研修会開催通知

有限責任中間法人
日本リウマチ学会理事長殿
同 専門医制度委員会委員長殿

年 月 日

下記の要領でリウマチ学に関する研修会を開催致したいので、ご検討のうえ日本リウマチ学会の教育研修会として承認くださいますようお願い申し上げます。

代表者



会の名称			
①代表者名 (所属)			
②開催日・時間	平成 年 月 日 () 曜日	時 分 ~	時 分
③会場名	所在地 ()		
④演 題			
講演時間	月 日 時 分 ~	時 分 (時間 分)	演題が複数ある場合はプログラムを添付してください。
講 師	所属名： 役職名：	氏名：	
⑤単位取得証明書	希望枚数	枚 (参加予定数	人)
⑥教育研修希望単位	単位	⑧単位	円
	(1単位/1時間・最大1日7単位とする)	申請	(1単位/1,000円)
⑦連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号	— —	内線 ()

*教育研修会の承認を受けようとする場合は、研修会開催の3ヶ月前までに日本リウマチ学会事務局に提出してください。なお、講演者がリウマチ学会員でない場合は略歴と講演抄録を添付下さい。

有限責任中間法人 **日本リウマチ学会研修会認定書** 年 月 日
殿 認定番号 —

上記教育研修会を日本リウマチ学会教育研修会として【 】単位認定しますのでよろしくお願いいたします。

有限責任中間法人
日本リウマチ学会理事長
同 専門医制度委員会委員長

学会定款および諸規定

適用する。(2005年6月1日)

6)「リウマチ専門医」に関する日本リウマチ学会と日本整形外科学会との合意に伴う日本リウマチ学会「専門医制度規則」の取扱い要領は次による。

2005年4月

日本整形外科学会「認定リウマチ医」が、日本リウマチ学会に入会し「リウマチ専門医」の資格認定申請を行う場合の細部実施要領を定める。

1. 日本整形外科学会認定リウマチ医が、日本リウマチ学会の会員になった場合は、本学会専門医制度規則第4条に規定する専門医の申請資格を有するものとする。
2. 同規則第5条に示す申請手続きのうち、同条第3号による教育施設等研修終了証明書および第4号による取得単位証明書にかえて、日本整形外科学会「認定リウマチ医認定証」の写しをもって申請することができる。
3. この実施要領による「リウマチ専門医」の申請資格は、当該年度の9月1日までに日本リウマチ学会の会員になった者について、当該年度の申請資格を有するものとする。爾後、各年度も同様とする。

附則

1. この規則は、2005年度定時社員総会で承認を受け、2005年6月1日から施行する。
2. この規則の適用は、2005年度リウマチ専門医の資格認定試験にかかわる申請資格から適用する。

附則

1. 本特例の適用は、2010年3月をもって廃止する。

日本リウマチ学会利益相反委員会規則

2008年4月21日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、日本リウマチ学会利益相反委員会（以下「委員会」と略記）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 有限責任中間法人日本リウマチ学会（以下、本学会と略記）及び本学会会員（以下、会員と略記）の活動※1に関わる利益相反に関するポリシーの制定及び改廃に関する事。
- (2) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の自己申告に関わる事。
- (3) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の適切な管理（審議・監視・モニタリング・情報の保管）のための施策に関する事。
- (4) その他本学会及び会員の活動に関わる利益相反に関する重要な事項に関する事。

※1 本学会及び会員の活動とは、本学会の主催する学術総会をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集するModern Rheumatologyをはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する委員会活動、調査・研究事業、およびこれらに関わる会員の活動のことである

(組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本学会理事長（以下、理事長と略記）
- (2) 本学会理事（以下、理事と略記）4名：委員長が任命
- (3) 理事長または本条(2)で任命される委員が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員会の審議に参加しない。この場合は、当該議事における利益相反に含まれない理事を臨時委員として理事長が任命し、委員および臨時委員合計4または5名の委員をもって委員会を組織する。

(委員長)

- 第4条 委員会の委員長は理事長とする。ただし、理事長が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員および臨時委員の互選により委員会の委員長を選出する。
- 2 委員長は委員会の議長となる。
 - 3 委員長は副委員長を任命する。委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 第3条(3)で任命される臨時委員は当該議事の審議期間のみをその任期とする。

(委員会の招集、議事)

- 第6条 委員会は会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。
- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、開会することはできない。

い、ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

- 3 委員会は、本学会の定める「利益相反に関するポリシー」に則って当該議事を審議する。
- 4 委員会の議事は出席委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長の判断により、議事を持ち回り審議とすることができる。

(個人情報保護)

第7条 委員は、本学会の定める「利益相反に関するポリシー」に則って提出された「利益相反の自己申告書」の内容を、機密保持および個人情報保護の観点から慎重に取り扱うものとする。「利益相反の自己申告書」の管理および開示は、「利益相反に関するポリシー」で、これを定める。

- 2 利益相反委員会議事内容等を理事会等に報告する場合においても、委員長は会員の個人情報保護に十分に配慮するものとする。

(変更)

第8条 この規定は、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は学会事務局が行なう。

附則

この規則は、平成20年4月21日から施行する。

利益相反に関するポリシー

2008. 4. 21

(趣旨)

第1条 この利益相反に関するポリシーは有限責任中間法人日本リウマチ学会（以下、本学会と略記）及び本学会会員（以下、会員と略記）の活動※1に関わる利益相反のマネジメント体制を定めるものとする。

- *1 本学会及び会員の活動とは、本学会の主催する学術総会をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集するModern Rheumatologyをはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する各委員会活動、調査・研究事業、およびこれらに関わる会員の活動のことである

(利益相反自己申告書)

第2条 次の第2項に定める該当者は自身の活動に関わる利益相反状況を、以下の指定の自己申告書に則って記載し、利益相反委員会（日本リウマチ学会利益相反委員会規則により規定、以下、委員会と略記）に提出するものとする。

- 2 利益相反自己申告書は、理事会が指定する委員会の全委員に適用するものとする。理事会は利益相反自己申告書を適用する委員会の範囲を適宜、審議・決定することができる。

(1) 自己申告書の様式

①利益相反自己申告書

本学会の理事会が指定する各委員会の委員長および委員、本学会の理事会が指定する調査・研究事業の研究者は各々の関与する本学会の活動における利益相反に関して、1年に1回（当該活動開始日および、以降毎年1回）提出することとする。

(2) 申告された利益相反自己申告書の評価および管理

①利益相反自己申告書の評価

委員会は、申告された利益相反自己申告書を評価し、必要があると判断した場合には申告者の関与する活動の適切な実施に利益相反状況が影響を与えることがないようにするための意見書を作成し、当該利益相反状況に関する委員会の見解及び適切な措置（利益相反の開示、活動の中止や内容の変更、上記自己報告書以外の定期的な報告、監視、モニタリングなど）を申告者に勧告する。利益相反自己申告書に問題がないと判断した場合にはその旨を申告者に伝達する。

②情報の保管管理

上記の手続きに従って、利益相反の自己申告に関連して作成された自己申告書、委員会の見解、委員会からの意見書は、重要な個人情報を含む文書である。従ってこれらの文書は厳格な管理のもとに本学会事務局に保管されなければならない。

③利益相反に関する情報の開示

評価された各々の利益相反に関する情報は要求や必要があれば、委員長の責任のもとに開示の可否、方法を検討する。しかし、これらの情報にはプライバシーに関わる個人情報が多く含まれるため、その開示にあたっては申告者と事前に相談の上、その保護に充分な配慮をもって行うこととする。

(遵守とモニタリング)

- 第3条 会員は利益相反に関するポリシーを遵守するものとする。
- 2 利益相反に関するポリシーに明らかに違反した会員への対応・処分等を利益相反委員会は理事会に提案することができる。

受付番号：_____ 受付日：_____ 年 月 日

利益相反の自己申告書

有限責任中間法人日本リウマチ学会利益相反委員会 殿

申告対象となる委員会等活動名：_____

申告者氏名：_____

所属機関：_____

日本リウマチ学会での役職(理事・監事・委員会委員等)：_____

注：現在および申告日より起算して過去一年間の活動・報酬について記載する。

A. 申告者個人について

当該学会活動に関係するものについて漏れなく記載すること

1) 外部活動(診療活動を除く全てを記載)

- a) 外部活動の有無： 有・無 (該当するものに○)
 b) 有の場合は、すべての外部活動に関して、その企業・団体ごとに以下の表に記載※1

企業・団体名	役職(役員・顧問等)	活動内容	時間(時間/月)

※1左端の欄の企業・団体の役職(役員・顧問相当以上)を有する場合は役職名・活動内容・活動時間を記載する。

2) 企業・団体からの収入(診療報酬を除く)

- a) 収入の有無： 有・無
 (同一外郭組織からの年間合計収入が100万円を超える場合に有に○)
 b) 有の場合は、企業・団体ごとに各項目に関して記載

企業・団体名	報酬・給与等	原稿料・講演謝礼等	ロイヤリティ※2	その他

(万円/年)

※2ロイヤリティとは特定の権利(特許権、著作権、商標権など)を利用する利用者が、権利の保有者に支払う対価のことである(例えば製品化した企業が、その製品に関連する特許権を保有する研究者などに支払う特許使用料など)。
 記載例：特許使用料 250万円

B. 申告者の家族(一親等まで)について

当該学会活動に関係するものについて漏れなく記載すること

1) 外部活動(診療活動を除く全てを記載)

- a) 外部活動の有無： 有・無 (該当するものに○)
 b) 有の場合は、すべての外部活動に関して、その企業・団体ごとに以下の表に記載

企業・団体名	役職(役員・顧問等)	活動内容	時間(時間/月)

2) 企業・団体からの収入(診療報酬を除く)

- a) 収入の有無： 有・無
 (同一外郭組織からの年間合計収入が200万円を超える場合に有に○)
 b) 有の場合は、企業・団体ごとに各項目に関して記載

企業・団体名	報酬・給与等	原稿料・講演謝礼等	ロイヤリティ※2	その他

(万円/年)

C. 産学連携活動について

申告者(申請学会活動)に係るもので、申告者もしくはその所属部署が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施受託・権利譲渡、技術研修、委員会等の委嘱、依頼出張、客員研究員、ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金・奨学助成金受け入れ、依頼試験・分析などを含む。

1) 産学連携活動の有無： 有・無

(同一外郭組織からの年間合計受け入れ額が200万円相当を超える場合は有に○)

有の場合に、以下の受け入れ額、エクイティに関して、各表に記載

a) 受け入れ額

企業	活動内容	授受金額(万円/年)

b) エクイティ※2

エクイティ保有の有無： 有・無 (該当するものに○)

有の場合は以下の項目について記載

企業	エクイティの種類(数量)

※2エクイティとは、公開・未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権などを意味する。記載例：公開株(100株：時価350万円相当)、未公開株(発行株総数の8%)など

私に係る利益相反に関する状況は上記のとおりであることに間違いありません。

申告日 _____ 年 月 日

申告者署名 _____ 印

学会定款および諸規定

International Advisory Committee Member内規

2006年4月25日

(目的)

第1条 有限責任中間法人日本リウマチ学会(JCR)は、日本国内外での国際的な活動を支援するために、International Advisory Committee memberを置く。

(活動)

第2条 International Advisory Committee memberはJCR理事長の依頼要請により、JCRの学術集会及び国際シンポジウムへの演者推薦、JCR学会誌MRへの寄稿者推薦、海外関連学会の情報提供並びに協力関係推進事業への助言と諮問を行なう。

(選任)

第3条 International Advisory Committee memberは、APLAR、EULAR、ILAR、PANLAR (ACR)の各国際関連学会から推薦を受け、理事会がこれを発議して、評議員会、社員総会の議決を経て選任される。

(資格)

第4条 International Advisory Committee memberは次の各号を満たすことを条件とする。
①リウマチ学に造詣が深いこと。
②各国際関連学会において功績が認められていること。
③JCRと円滑な連絡伝達が行なえること。

(任期)

第5条 任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

(解任)

第6条 International Advisory Committee memberとしてふさわしくないと認められる場合は、理事会、評議員会、社員総会の議決を経て解任することがある。

(改正)

第7条 この内規の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り、社員総会の承認を要する。

附則(2006年4月25日)

この内規は、社員総会の承認を得た日から適用する。

有限責任中間法人日本リウマチ学会の支部に関する本部規定

(2003年度制定)

1. 本規定は、有限責任中間法人日本リウマチ学会(以下「本会」という。)の目的達成のため設置する支部に関する規定を定める。
2. 支部は「有限責任中間法人日本リウマチ学会〇〇支部」とし、次の6支部をおく。
 - (1) 北海道・東北支部＝北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島
 - (2) 関東支部＝東京・栃木・群馬・茨城・千葉・埼玉・神奈川
 - (3) 中部支部＝山梨・新潟・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・富山・石川・福井
 - (4) 近畿支部＝京都・大阪・奈良・和歌山・滋賀・兵庫
 - (5) 中国・四国支部＝岡山・広島・鳥取・島根・山口・愛媛・香川・徳島・高知
 - (6) 九州・沖縄支部＝福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
3. 支部は必要に応じ、本会理事会および評議員会の議決により、合併、分割、区分変更することができる。
4. 支部は次の事業を行う。
 - (1) 支部学術集会(地方会)の開催
 - (2) 本会よりの諮問事項(調査研究など)への答申および委託事項(教育研修など)の処理
 - (3) その他目的達成に必要な事業
5. 各支部は運営のため支部代表および支部運営委員会を置く。
6. 支部代表は、本会役員選任内規により選出された当該支部選出理事が当たる。
7. 支部運営委員会は主として当該支部の本会評議員で構成する。
8. 支部の運営および支部の事業を行うために必要な規則は支部運営委員会で定める。ただし、これらの規則は本会理事会に報告する。
9. 各支部は支部の所在地・支部代表の氏名を本会へ届け出る。
10. 支部の運営に必要な費用には次のものを充てる
 - (1) 支部の会費

- (2) 本会からの補助金
- (3) その他

11. 支部代表は年1回その年度の収支計算を行い支部運営委員会の承認を得て本会へ報告しなければならない。
12. 本規定の変更は本会理事会および評議員会の議決による。

附則

1. この内規は、有限責任中間法人日本リウマチ学会設立の日から適用する。

日本リウマチ学会学会賞・奨励賞規約

(2004年度制定 2007年4月一部改正)

1. 名称：この賞は「日本リウマチ学会賞」および「日本リウマチ学会奨励賞」と称する。
2. 目的：この賞は、本邦におけるリウマチに関する臨床的あるいは基礎的研究の振興及び顕彰を行うことを目的とする。
3. 応募規定
 - i. 共通事項
 - 1) 受賞者の資格：日本リウマチ学会会員であること。
 - 2) 候補論文の提出はつぎによる。
 - ①論文の内容は、リウマチ及びその関係疾患の臨床的又は基礎的研究に限るものとする。
 - ②対象論文は、当該学会総会の前年の1月から12月までの間に学術雑誌に掲載された原著論文とする。
 - ③掲載誌は、特に指定しないがレフェリー制のある学術雑誌とする。
 - ④日本リウマチ学会評議員は、前①～③の要件を満たす「学会賞」又は「奨励賞」受賞にふさわしい候補論文1篇を選び推薦票(様式別紙)に賞の区分を記し別刷6部を添え指定された日までに学会事務局まで送付する。
 - 共著論文の場合は、共著者の中から受賞候補者を指定して推薦すること。
 - ii. 学会賞
 - ①職責、年齢を問わず過去に日本リウマチ学会の学会賞を受賞していない者
 - ②研究内容の質が高く、リウマチ学の進歩に対し強い影響を与え理論の確立されたもの
 - iii. 奨励賞
 - ①リウマチ学における臨床的及び基礎的研究を担う年齢40歳未満の有為な研究者
 - ②独創性に富み、研究内容に継続性、発展性が期待できるもの
4. 銓衡方法
 - 1) 銓衡委員：日本リウマチ学会理事長は、毎年学会長を含め5名の銓衡委員を委嘱する。
 - ①委員は原則として臨床関係3(4)名、基礎関係2(1)名とする。
 - ②委員長は、学会長とする。
 - 2) 銓衡要領：学会長は送付された候補論文別刷りを各銓衡委員に予め配布の上、本会定時総会以前に銓衡委員会を召集して受賞者を内定し理事会、評議員会の承認を得る。
 - 3) 銓衡の実施にあたって本規約にない事項については、委員長が委員会で協議して理事会の承認を得て実施する。
5. 授賞及び伝達の方法：学会賞・奨励賞の受賞者には日本リウマチ学会総会の席上で理事長より賞品・賞状を贈呈する。
 - 1) 学会賞は1名とし、副賞は別に定める。
 - 2) 奨励賞は3名以内とし、副賞は別に定める。
6. この規約の改正は、理事会の議決により評議員会に諮り総会の承認を得る。
7. この規約は、総会の承認を得た翌年の学会・学術集会に係わる銓衡から適用する。

附則(2007年4月27日)

2の規約は、2008年度日本リウマチ学会学会賞・奨励賞の選考から適用する。

SECURE研究へのご参加・ご協力をお願い ~調査研究委員会・生物学的製剤長期安全性研究小委員会~

(中)日本リウマチ学会は、生物学的製剤使用関節リウマチ(RA)患者における悪性腫瘍発現と生命予後の調査を目的とするSECURE (Safety of Biologics in Clinical Use in Japanese Patients with Rheumatoid Arthritis in Long-Term) 研究を全国多施設共同研究として実施中です。これまでに生物学的製剤を使用したRA患者、今後使用するRA患者に関して5年間継続して調査します。日本人でのエビデンスを構築するため、各医療機関の本研究へのご参加・ご協力をお願いします。研究の詳細およびお問い合わせはNews Letterに同封のリーフレットまたは日本リウマチ学会ホームページをご覧ください。

SECURE Safety of Biologics in Clinical Use in Japanese Patients with Rheumatoid Arthritis in the Long Term
 有期責任中継個人
日本リウマチ学会

第4次リウマチ専門医単位認定TV講演のお知らせ

日本リウマチ学会では、インターネットTVを通じリウマチ専門医の単位取得が可能な「リウマチ専門医単位認定TV講演」を配信しております。今回第4次TV講演といたしまして、本年4月に開催された第52回日本リウマチ学会総会・学術集会(札幌大会)より、JCR生涯教育委員会推薦の下記演題を収録いたしました。

リウマチ専門医単位認定TVは会員の方は無料で視聴できますが、単位取得は有料となります。

◇第4次リウマチ専門医単位認定TV講演概要

視聴料：無料(会員のみ)
 単位取得費用：1単位 3,000円
 単位取得上限：7単位(専門医資格更新に必要な50単位中)
 または
 5単位(専門医申請に必要な30単位中)
 単位申請方法：TV講演視聴後、Eメールにて視聴講演と単位数を申請
 URL：<http://www.ryumachi-jp.com/tv/>

◇第4次JCRリウマチ専門医単位認定TV講演一覧

関節リウマチ治療におけるアンカードラッグとしてのメトトレキサート
 鈴木康夫(東海大学医学部内科学系リウマチ内科学)

リウマチ治療の最新の話題
 ~生物学的製剤・COXシステムと消化管障害を中心に~
 佐野 統(兵庫医科大学内科学講座リウマチ・膠原病科)

関節リウマチに対するタクロリムスのポテンシャル
 田中良哉(産業医科大学第一内科学)

ループス腎炎に対するタクロリムスの臨床エビデンス
 竹内 勲(埼玉医科大学総合医療センターリウマチ・膠原病内科)

関節リウマチにおけるDMARD、生物学的製剤治療と呼吸器感染症
 杉山温人(国立国際医療センター呼吸器科)
 針谷正祥(東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科薬害監視学講座)

注意すべき合併症 ~肺高血圧症を見逃さないために~
 深谷修作(藤田保健衛生大学医学部リウマチ・感染症内科)

肺高血圧症の最新治療 ~新たなステージへ~
 京谷晋吾(国立循環器病センター心臓血管内科)

本邦線維筋痛症研究の進歩 ~その実態と問題~
 松本美富士(藤田保健衛生大学七葉サナトリウム内科)



関節リウマチ ~早期からの治療戦略を考える~
 高崎芳成(順天堂大学医学部膠原病内科)

シェーグレン症候群のQOL向上を目指して
 長岡章平(国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院膠原病リウマチ内科)

骨リモデリングと骨粗鬆症治療
 松本俊夫(徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部生体情報内科学)

リウマチ医のためのDMARDおよび生物学的製剤のファーマコビジランス
 針谷正祥(東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科薬害監視学講座)

サイトカインと骨破壊
 高柳 広(東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科分子情報伝達学)

自己免疫関節炎における炎症性サイトカイン制御メカニズム ~TH17細胞の関与を含めて~
 松本 功(筑波大学大学院人間総合科学研究科長寿制御医学専攻臨床免疫学分野)



関節機能改善剤

指定医薬品、処方せん医薬品^{注)}

薬価基準収載



スベニール[®] ディスポ関節注25mg
SUVENYL[®] バイアル関節注25mg
 ヒアルロン酸ナトリウム関節内注射液

注) 注意—医師等の処方せんにより使用すること。

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌」、「使用上の注意」等については最新の添付文書をご参照ください。

<http://www.chugai-pharm.co.jp>

製造販売元



【調剤標準名】

中外製薬株式会社

〒103-8324 東京都中央区日本橋2-1-1



ロジックグループ

2007.04

エーザイは、「運動器の10年」活動のパートナーとして運動を推進してまいります。



エーザイ販売の主な

薬価基準収載

検体検査実施料収載

運動器疾患に対する治療薬・診断薬



新薬・指定医薬品

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること

骨粗鬆症治療剤

アクトネル®錠 2.5mg
錠 17.5mg

〈リセドロン酸ナトリウム水和物製剤〉

骨粗鬆症治療用ビタミンK₂剤

グラケー®カプセル 15mg

〈メナテトレン/製剤〉

指定医薬品

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること

筋緊張改善剤

ミオナール®錠 50mg
顆粒 10%

〈エベリゾン塩酸塩製剤〉

末梢性神経障害治療剤

メチコバル®錠 250μg
錠 500μg
顆粒 0.1%

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること

メチコバル®注射液 500μg

〈メコバロミン製剤〉

新薬・指定医薬品

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること

組織活性型鎮痛・抗炎症剤

インフリー®カプセル 100mg

インフリー®Sカプセル 200mg

〈インドメタシン フェルナシル製剤〉

指定医薬品

経皮吸収型鎮痛消炎剤

フェルビナクP®「EMEC」

新薬・指定医薬品

鎮痛・抗炎症・解熱剤

ロキソプロフェン錠「EMEC」®

〈ロキソプロフェンナトリウム錠〉

低カルボキシル化オステオカルシンキット

血清中低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)測定用医薬品

ピコルミ® ucOC

〈電気化学発光免疫測定法〉

抗ガラクトース欠損免疫グロブリンG抗体キット

血清中抗ガラクトース欠損IgG抗体測定用医薬品

ピコルミ® CA・RF

〈電気化学発光免疫測定法〉

※ 販売提携品

● 効能・効果、用法・用量及び禁忌を含む使用上の注意等については添付文書をご参照ください。



エーザイ株式会社

〒112-8088 東京都文京区小石川4-6-10

http://www.eisai.co.jp

商品情報お問い合わせ先：エーザイ株式会社 お客様ホットライン室

☎0120-419-497 9～18時(土、日、祝日 9～17時)

SE0712-1 2007年12月作成

●巻頭言	日本リウマチ学会の視点.....山本 一彦... 1
●JCR2008報告 2~4
	2008年度定時社員総会報告/第52回日本リウマチ学会総会・学術集會を振り返って/日本リウマチ学会規則等の制定・一部改正について/新名誉会員・功労会員・評議員/日本リウマチ学会賞および奨励賞/第53回日本リウマチ学会総会・学術集會 第18回国際リウマチシンポジウムのご案内
●開業医からの視点近藤 正一/佐川 昭...6・7
●INFORMATION 8~11/13~15/22~33
	リウマチ指導医名簿/JCR2008全国中央教育研修会/JCR2008全国中央教育研修会東京大会 参加申込書/2008年度JCR支部学術集會/2008年度(第21次)リウマチ指導医募集のお知らせ/2008年度(第22次)リウマチ専門医の募集および資格認定試験のお知らせ/2008年度(日本整形外科学会認定リウマチ医を対象とした)リウマチ専門医募集および資格認定試験のお知らせ/学会定款および諸規定/SECURE研究へのご参加・ご協力をお願い/第4次リウマチ専門医単位認定TV講演のお知らせ
●海外留学期験記 和田 庸子...12
●コラム...温泉・入浴の功罪 猪熊 茂子...16
●JCR2008学会評価アンケート 17
●若手からの意見 関 英子/藤川 敬太...21
●目次・編集後記・奥付36

★真昼の休日の秋葉原の凄惨な事件。最近の無差別殺人の根底にあるのは何か？ キーワードは「愛」だと思います。SMAPの「世界に一つだけの花」やコブクロの「ここにしか咲かない花」などの歌が広く受け入れられるのは詩の中に「愛」があるからだと思います。仕事に忙殺される日々の中であって、いかに「愛」をもって周囲の人々に接することができるか。本誌もかけがえのない一人一人の会員の皆様の意見を「愛」をもって掲載していきます。今後もご投稿にご協力お願い致します。（天野宏一）

★新たな生物学的製剤の登場によりRAの治療戦略がさらに充実してきました。しかし、その一方で充実していると思われた医療体制の崩壊にさらに拍車がかかっているように思えてなりません。杞憂に過ぎないのであって欲しいのですが。（桃原茂樹）

★梅雨入りしてリウマチ患者様にとっても憂鬱な季節となりました。明日雨が降るかどうかを天気予報で調べるより、リウマチ患者様に関心の方の中率は高いような気がします。エビデンスはありませんが…。地球温暖化や環境破壊もリウマチ性疾患の発症に何らかの影響を及ぼすかもしれませんね。（浅沼ゆう）

★地球温暖化の影響なのか、それとも私の願いが天に通じたのか、札幌の満開の桜を楽しむことができた（例年より2週間ぐらい早いらしい）。学会会場もリウマチの新規治療薬の話題に花が咲き、大いににぎわった。それと比べると膠原病の病因や病態に関する話題は、まだ「蕾」の状態であろうか。花が咲くまでには時間がかかる。私は、「蕾」の話題が好きであるし、今後もじっくり取り組みたいと考えている。（武内 徹）

★国際宇宙ステーションに日本初の有人宇宙施設「きぼう」が設置され、日本の宇宙開発は新たな時代に入りました。リウマチ治療においても、2つの新たな生物学的製剤が承認された本年は、治療への希望が見える新時代と言えるのではないのでしょうか。（三浦靖史）

●ご意見をお聞かせください

Newsletter「リウマチ」では会員の皆様のご意見・ご要望を募集しております。下記メールアドレスまでお寄せください。
E-mail: ni@ryumachi-jp.com

●情報化委員会 担当理事：木村友厚
ニュースレター小委員会 委員長：天野宏一/副委員長：桃原茂樹/委員：浅沼ゆう・武内徹・三浦靖史

ニュースレター 2008年・第18号 発行日2008年6月20日
発行者 有限責任中間法人 日本リウマチ学会
〒102-0001 東京都港区虎ノ門1-1-24 オカモトヤビル9F
TEL: 03-5251-5353 FAX: 03-5251-5354
E-mail: gakkaim@ryumachi-jp.com URL: http://www.ryumachi-jp.com
デザイン・制作 クリエイトM2 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-5
TEL: 03-5215-6560 FAX: 03-5215-6560 E-mail: creat-m2@sea.plala.or.jp
印刷社 山下印刷(有) 〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-4
TEL: 03-3591-1025 FAX: 03-3295-0846



発売準備中



完全ヒト型可溶性TNF α /LT α レセプター製剤

薬価基準未収載

エンブレル[®]皮下注25mgシリンジ0.5mL

ENBREL[®] 25mg Syringe 0.5mL for S.C. Injection エタネルセプト(遺伝子組換え)製剤

生物由来製品 劇薬 指定医薬品 処方せん医薬品[※]

注) 注意一医師等の処方せんにより使用すること

注意 効能・効果、用法・用量、警告・禁忌を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照ください。

※Eグリップについて、詳しくはワイス・武田MRIにお問い合わせください。

Wyeth

製造販売元 (資料請求先)
ワイス株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目2番2号
<http://www.wyeth.jp/>



販売
武田薬品工業株式会社
〒540-8645 大阪市中央区道修町四丁目1番1号
<http://www.takeda.co.jp/>



抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤

薬価基準収載

レミケード[®]点滴静注用100

REMICADE[®] for I.V. Infusion100

インフリキシマブ(遺伝子組換え)製剤

注射用凍結乾燥品 (凍結) (既定製剤品) (処方せん医薬品) (注意-凍結等の処方せんにより使用すること)

■ 効能・効果、用法・用量、警告・禁忌を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照ください。



製造販売元(資料請求先)
田辺三菱製薬株式会社
大阪市中央区道修町3-2-10

2008年3月作成